

第九十一回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第十 一 号

昭和五十五年四月一日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 木村武千代君

理事 中村 靖君

理事 稲葉 誠一君

理事 沖本 泰幸君

井出一太郎君

越智 伊平君

熊川 次男君

二階堂 進君

下平 正一君

飯田 忠雄君

木下 元二君

河野 洋平君

出席國務大臣

法務 大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

法務政務次官 平井 卓志君

法務大臣官房長 寛 榮一君

法務省刑事局長 前田 宏君

外務大臣官房長 柳谷 謙介君

委員外の出席者

最高裁判所事務 柳瀬 隆次君

総局刑事局長 清水 達雄君

法務委員会調査 室長

委員の異動

四月一日

補欠選任

稲葉 修君

田中伊三次君

同日

越智 伊平君

補欠選任

田中伊三次君

越智 伊平君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

水平 豊彦君 稲葉 修君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出 第五三三号)

○木村委員長 これより会議を開きます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

民法及び家事審判法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○木村委員長 お諮りいたします。

本日、最高裁判所柳瀬刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○木村委員長 内閣提出、刑事補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。横山利秋君。

○横山委員 外務省からおいでを願いましたので、まず外務省に少しお伺いをいたしたいと思

ます。

先般、西ドイツの大使館を訪問いたしました。また、アメリカの在外公館の皆さんともお会いしたのでありますが、いま、在外公館ごとに開発途上国等における在外公館の諸君が様に不安にたえないと感じておられるのが、緊急突発的な過激派諸君の襲撃であります。西ドイツの大使館は一万坪ぐらゐある広いところでございまして、警察庁から一人行っておるわけでありまして、とうてい警備の責任が持てないと言っておるわけであり

ます。そこで、この間私は、犯罪被害者給付金の法案につきましまして地方行政委員会と本法務委員会との連合審査会におきまして外務省にお尋ねをしたわけでありまして、一向に御答弁が十分でござい

ませんでした。そんなことではいかぬのではないかと。いま国内における刑事補償法の改正をするときに、いま一番国際的にも問題になっておるよう

に、在外公館の職員、家族、従業員、生命財産が非常に危機に陥つておる。ある日突如として攻撃せられるという場合に、警備はもろんでござい

ますけれども、補償措置について何らの提案がないということはおかしいのではないかと。言

ったわけでありまして。最近のコロンビアとか中東とかいろいろなところにおける在外公館の職員の攻撃された状況、その結果について、まず御報告を承りたいのであり

ます。

○柳谷政府委員 お答えいたします。

近年多くの国におきまして、政情不安その他の社会混乱等によりましてかつてはなかったような誘拐事件、監禁事件あるいはガリラの襲撃という事件がふえたと申します。非常に激増しているこ

も、特に私どもがこれを重視し、また、それ以後これを教訓としていろいろ対策を講じてきた二、三の事件だけをちょっと簡単に御披露いたしたいと思

います。

一つは、昭和四十五年の三月にサンパウロで起こりました大口サンパウロ総領事の誘拐事件でござい

ました。このときは総領事が事務所から公邸へ帰館する途次にブラジルの反政府分子五名が同総領事を拉致いたして幽閉したわけでございます

が、その後三月十五日に至って解放されて事件は解決いたしましたわけでございます。この際犯人たちは、この人質たる大口総領事を解放する条件として、彼らの同志の政治犯の釈放、亡命を要求して

いたわけでございますが、日本政府といたしましては、ブラジル政府が積極的な措置を講ずるよう種々要請を行

いましたところ、ブラジル政府も事情を理解いたしましてこの犯人側の要求を受け入れたために、受け入れとともに同総領事の身柄は解放され、事件は解決したという経緯でございました。

同じころ、昭和四十五年の二月にはクウェートにおきまして大使館の占拠事件というものが起こりました。これはいわゆるパレスチナ武装ゲリラ五名が当時の在クウェート日本大使館に侵入し、大使以下十六名を人質として大使館に立てこもった事件でござい

り、ここで彼らは砂漠の中に消え云ったという結果でございましたが、その措置によりまして大使館内の人質は救出されたという事件でございました。

もう一つ、これは少し趣を異にいたしますけれども、ラオスにおける杉江臨時代理大使夫妻の殺害事件がございました。これは昭和五十二年の十二月二十五日でございますけれども、当時臨時代理大使をしておりました杉江君が夫人とともに殺害された事件でございました。事件当時いろいろ真相が不明な点がございましたが、わが国はラオス政府に対して事件の究明を強く申し入れて種々の折衝が行われ、また犯人の厳重処罰をも申し入れていたわけでございますけれども、ラオス政府も事件解決にその後努力し裁判等を行ったわけでございまして、昭和五十三年の八月に至りまして犯人二名に対して無期懲役、国外に逃亡中の犯人二名に対して死刑の判決が言い渡されたわけでございます。

この事件は現実には杉江夫妻が殺害されたという明らかな犠牲がございましたので、遺族に対する補償問題が起きました。初めとりあえずの措置を講じまして、通常の公務災害補償という措置を講じたわけでございますけれども、その後ラオス政府からの説明とかあるいは裁判の結果等を種々検討いたしました結果、国内人事院当局等とも慎重協議いたしました結果、一般公務災害の認定の上にとりて特別公務災害ということで五〇%増の加算を行って、そういう補償をいたしたわけでございまして、他方、ラオス政府に対しても、ラオス側による補償を申し入れたわけでございますけれども、その後ラオス政府からは遺族に対して若干の見舞い金の提供があったということでございまして、ちなみに、さきに申しましたサンパウロとそれからクウェートの事件につきましては、これは身体あるいは財産に対する直接の被害はなかったというところで補償の問題には至らずに終了しております。

○横山委員 コロンビアでございましたか、都合で日本公館の皆さんの出席だけなかったために免れておる、それはそのままになっておるわけでございますか。

○柳谷政府委員 コロンビアにおきましての外交行事は、ちょうど日本大使は他の地域に出張でコロンビアの首府におられませんでしたので、そういう意味において人質になりませんでした。事件そのものはなお解決を見ておらないと承知しております。

○横山委員 衆議院を通過いたしました犯罪被害者等給付金の法律につきまして、私は連合審査会で言ったわけでありますが、たとえば警視庁の前で赤軍派が爆弾を投げた、そのために日本人が被害を受けた、これは給付金の支給ができる。韓国籍で日本に住所を持っておる人、これも被害を受けたら給付ができる。たまたまアメリカ人がそばを通りかかって重傷を負った、旅行に来ておった人である、それは給付ができない、こういう法案の内容であります。

私は、警察庁並びに外務省の人にも言ったわけであります。たまたま旅行に来ておった外国人が被害を受けて、あなたは国籍が違いますが、また日本にたまたまおっただけだから支給はできません、こういうことになりまして、それは逆ではないか。日本へいらつしやうて宮城の付近を見物していたときに大変な御迷惑をかけた。だからむしろ外国人に対する給付をして当然ではないか、こう言ったわけであります。恐らく、そういうことが起こったその日の夕刊か明くる日の朝刊には「日本政府冷たい仕打ち」という記事が載るのではないか、こういう感想を漏らして法案の改正を望んだわけであります。警察庁も外務省も、お気持ちはよくわかりますが、今回はということではえんじなかつたわけであります。

大変残念なことだと思っておりますが、外務省はこの法案についての御相談を受けられたかどうか、また、御相談を受けられて私のような気持ちを述べられなかったのかどうか、その点について伺います。

○柳谷政府委員 外務省も、この法案の起草の段階で警察当局から御相談と申しますか御連絡を受けたわけでございます。

当時外務省におきましてもこの法律案について目を通したわけでございますけれども、当時私どもは、この法律は犯罪によつて侵害された法秩序の回復という面から日本国内における犯罪行為を対象とする、あわせて航空機内、船舶内も加えておりますけれども、そういうことで、そういうものに対象を限定した法律であると理解いたしましたので、いま御指摘のありました在外における特に在外公館等における職員が日本国外で被害があった場合について、この法律がその救済を想定していないものであると実は理解したわけでございます。

他方、先ほどから御指摘がありましたように、公務によりまして在外に勤務する人間あるいは公務によつて在外に出張する人間あるいはその家族等が外国において公務の遂行に当たつて受けた被害、損害というものをどのように救済するか。これは近年になってわかにそういう事例が起こつたこととございまして、こういう在外公館の職員の、またはそういう事件が起こらないような警備対策と、それから万が一不幸にも起こった場合にこれをどのように補償するかという問題、これは私もしばらく前から非常に重要な検討課題でございまして。

一つは、先ほどちょっと杉江事件について申し上げましたような公務による死亡事故等における補償に当たっては五〇%増しの特別補償という制度がいまから三、四年ほど前に導入されたのもその努力の一つでございまして。

なお外務省におきましては、警察官等について行われております賞金制度というもののにつきましても、これは特に公務によつて障害を受けた者について、特に功績が顕著であり、その功勞をたたえ、また省員のモラルを維持するという趣旨から、賞金制度というものの昨年から発

足するということで、そういう面からの種々の努力は近年つとに払つてきておる次第でございまして。

○横山委員 ラオスで臨時代理大使と夫人が殺されてしまったわけでありますが、そのときにたとえ在外公館員の奥さんが重傷を負った、そういう重傷を負ったときあるいは死んでもいいのですけれども、その両方の場面には公務員の災害補償は適用されないでしょう。

それから、そこにおる大使館が雇用しておる現地の従業員、それについては法律上の保護、補償が現在ございますか。

○柳谷政府委員 職員の夫人が犠牲になった場合という前段のお尋ねでございまして、これは、公務員でないということでございますけれども、公務員でないというところでございまして、したがって、公務員の災害補償という現行制度のもとにおいては、この夫人についてはこの適用の対象にならないというのが現状でございまして。

ただ、私も近年特に検討しております中では、夫人もまた在外に夫とともに赴任する場合、特に幹部館員の夫人の場合はかなり公務に近い、公務そのものあるいは公務に非常に近い種類の活動、現地において治安の悪いところにおいても夫とともにあるいは夫人の間の行事としてこれに携わることが多いものでございまして、いわゆる在外公館における夫人の貢献度というものが非常に大きいということから、その特殊性を考慮して、こういう方が不幸にして事故に遭つた場合に、いまのような法制度のもとで、すなわちいかなる救済手段もないという現状のままではいかどうか、これは私も非常に深刻な問題として考えて、どういった救済方法があるか実は検討の段階でございまして。

なお、後段でお尋ねの現地職員のことでございますけれども、これも現地人あるいは日本人あるいは第三国人、いろいろございまして、現在の制度、これも実はまだいろいろ改善を要するとは思つておるわけでございまして、これも

は契約によって働いていただくというところでございます。現在の現地補助員給与制度の中では、公務上の障害もしくは死亡等によって退職のやむなきに至った者については通常の退職手当の二倍を支給できるといふ規定を置いております。ただ、繰り返してございまして、これだけでは十分かどうかという点については、なお実は検討を続けているのが実情でございます。

○横山委員 ちよつと気になるのは、在外公館の幹部の奥さんは公務に従事しておるといふ言い方がちよつと気になるのですがね。

それは大使の御夫人のみならず、私ども一席招かれてある人の私宅で懇談をしたこともございします。これはアメリカでも西ドイツでもそうでございますけれども、大使の奥さんのみならず参事官、書記官の奥さんだつて、いざとなれば大使館へ駆けつけるし、お客様の接待もなさるし、いろいろなことであろうことは当然でございます。それから、ちよつといふ速記録に載りましたから訂正をなさった方がいいんじゃないかと思ひます。

それで、結局いま御検討なさつていらっしゃるということでもありますが、これは少し緊急を要するのではないかと思ひます。少なくともこれからは何が起るかかわからない。西ドイツの大使館で一晚ゆつくり話をしまして、私なりに、この在外公館の職員、家族、従業員の生命財産に関する国際条約が、現行法でも国際的な信義においてやってやれないことはないけれども、何かこの一般的な国際条約が締結をされる必要性はないかと、あるいは日本の国会で特に在外公館における公務員、家族、従業員の補償に関する法律とかいうものが必要ではないかと、こういうやさきに、衆議院を通過いたしました犯罪被害者給付金という法律がいま目の目を浴びるわけであります。

もちろん両方とも甲乙はつけがたいにいたしましても、より国際的な緊急性のある問題であるから、外務省としては、海外百数十カ国に勤務しておる諸君に対して激励の意味でも、警備といつて

も実際問題としては私はそんなに警備はうまくできなかつたのであります。せめてこの補償に關する特別な法律、特別な条約の提起ということが必要ではないか。そういう点では、アメリカはむしろ被害国でございまして、まあ言い方によつては加害国だといふ言い方も開発途上国にはあるのですけれども、むしろ被害国であるから、日本がこういう条約の問題については言い出すのが適当な国ではなからうか、こういうことを考えるわけでありまして、外務省としても少し積極的な時間を惜しんでなさる必要があるのではないかと思ひますが、いかがですか。

○柳谷政府委員 横山委員の、在外公館の職員、家族、従業員に対する、その安全についての非常に御懇切なお言葉を非常に感謝いたしておりますが、私がさつき幹部と申ししたのは、別に大使夫人とか公使夫人という意味で申したのではなくて、御指摘のように参事官、書記官、官補の若い夫人も含めて館務において公務に近いことをやる者という意味で、まあ人によつてはそういう機会が非常に乏しい人もあるという意味で若干の区別をしただけでございます。幹部だけを特に優遇とかいう意味ではございせんし、さらにその議論を展開いたしますと、実は在外公館に在ること、外地に在勤すること自身が一種の公務だといふような考え方、夜中に寝ていても賊に襲われて殺された場合にはどうかということになります。ものですから、その辺の定義の仕方は実は今後の一つの大きな課題だと心得ておる意味で申ししたので、他意はない点は御理解いただきたいと思ひます。

それから、ちよつと先ほども御指摘があつて、またいま御指摘のありました警備がなかなか万全ではないという点は確かでございます。最近、防衛庁や警察関係の方から適任者を選んて在外に警備員ということ危険の多そうなところにお分派遣してお願いしているわけでございますが、これはみづからが警備に当たるというよりも、やはり在外でございしますから公館の警備は基本的

には、一義的にはその国の治安当局、警察当局にゆだねるというたてまえでございします。したがつて、警備員という形で派遣された者も、原則としてはこれら相手の治安当局との連絡に当たるあるいはそれら相手の意見を交換して、館のいろいろな警備体制について点検を行つたり予行演習を行つたりするためにございまして、その一人の人間が事件が起きたときにみづから難に当たるといふ面は、状況においてはあり得ますけれども、そのために行つてゐるのではないといふことで、どうしてもやはり基本的には任国の治安当局に任ざるを得ないといふことでございます。したがつて、それがわれわれから見れば必ずしも十分でないという場合が実は一番問題であるといふことで、起らないことを望みつつも、真に起こつたときの対策はあわせて講じておかなければならないといふのが私どもの姿勢でございます。

ただいまお尋ねの国際条約の点でございますけれども、これは現在におきましては外交関係の例のウィーン条約といふものがございします。すなわち、接受国は「外交官の身体、自由又は尊厳に対するいかなる侵害をも防止するためすべての適当な措置を執らなければならない」といふ規定があるわけでございます。したがつて、接受国がこのような被害を防止することについて必要な措置を怠つて何か不祥事件が起きたという場合には、接受国はこのウィーン条約の規定に従つて補償の責任を負います。ただ、接受国にとつて無過失のいわば不可抗力的な損害に対してまで補償の責任をとつていないといふこと、そのようなものまでも補償の責任を問うような国際条約等は現在存在していないといふのが実情でございます。

御指摘のように、国際情勢がますます非常に厳しくなつてきたという中で、これを何か国際条約のようなものがあるいはある種の二国間の合意といふものもあるかもしれませんけれども、そういうものによりまして何か救うかどうか、これは非常に重要な問題、貴重な御意見だと思ひます。実は私どももいま直ちにこの具体案は持ち合わせてい

るわけではございませんけれども、今後の研究課題にさせていただきますと思ひます。

○横山委員 私どもは同僚諸君とともに弾劾裁判法の研究調査のために西ドイツを訪れたわけでありまして、

談たまたま、西ドイツ国内の情勢並びに西ドイツ政府がハイジャックに対しましてとつた強硬な態度、日本政府が当時とりました人命尊重の基本的態度、この二つの対照的な問題が一晩討議にございまして、かたがた、在外公館の職員がいまの心情その他について機微に触れる会談をいたしました。与野党の国会議員感を同じういたしまして、日本へ帰りましてお伝えをし、適切な手段が一刻も早くとられるように尽力する約束をしたところでございしますから、外務省におきまして、あなたの方が責任省でございしますから、できるだけ早急にこれらの在外公館の公務員、家族、従業員の期待に沿うように希望したいと思ひます。

○柳谷政府委員 御指摘のとおり、外務省がその責任の立場にあることは自覚しておるつもりでございます。具体的に公務員のそういう補償という問題になりますと、人事院当局とか警察当局とか関係方面と十分御協議もする必要があると思つておりますけれども、鋭意これを進めて何とか改善を図つていきたいと思つております。

○横山委員 どうぞ外務省お帰りください。

では次に、刑事補償法の一部を改正する法律案そのものについて質問をいたしたいと思います。

私は、この法案が出るたびに自説を固持して毎回申し上げておるわけでありまして、五十年の三月二十八日の当委員会におきまして、私は安原刑事局長とかなり綿密な一問一答をいたしましたことを記憶いたしております。私の主張をかなり入れていただきまして、被疑者補償規程の改善その他についての改善がなされたわけではあります。しかし、やはり私の立論の趣旨といふものはどうしてまだ全うされていないわけでありまして、改

めて私の考え方をもう少し羅列をして御検討をお願いしたいと思います。

一つは、国家賠償法と刑事補償法、被疑者補償規程、それから警察の間違い逮捕、この四つになぜ一貫性を持たせられないかという論理であります。

国家賠償法は、公務員の重大なる過失故意、そういうものによつて裁判所に請求を進める。判決で無罪になったのは刑事補償法による。検察が間違つて逮捕して嫌疑なしとなつたならば被疑者補償規程が適用される。それから警察が間違つてつかまえてきて、それが社会面になつと載つて、そして警察がえらい濟まなんだ、あなたは犯人じゃないという場合においては何らの法的な根拠法がない。こういう状況になつておるわけでありません。いずれにいたしましても、間違えられてつかまり、検事局へ行き、裁判に付される、そういうふうな状況については、庶民の立場で言へば、一貫してこれは補償を求める権利があり、国はそれに対しては補償の責任がある、私はそう思つておるわけでありませう。これが私の立論の第一の趣旨であります。

それから第二番目は、被疑者補償規程というものは一体何の法律的根拠があつてこれをやつておるのかという点であります。先年の法務省の物ののかえ方によりますれば、たしか行政組織法、大臣訓令等に根拠を持つというのであります。また予算で国会の議決をもらつておるというのであります。しかしながら、予算の議決があつてもこれを執行するには予算を支出する根拠法というものがなければならぬではないかという点について、私と安原政府委員との間の論議はすれ違ひに終わつておるわけであります。

それから、被疑者補償規程は結局は恩恵的に出す。被疑者が嫌疑なしということになった。だから検事が、あなたは補償の請求をいたしますかという。そういう人たちはそういう規程があるということを知らない、知らないから、さあどうしようかと考える。それは権利はないのである。

ら、あなたが申し出ても私の方で判断をして出すか出さぬかは決めますよ、こういうことなのであり、それから、引つ張った検事が直接その補償の事務をやるわけではないけれども、結局同じ検察庁であるから、私は、同じ穴のムジナが自分のやったことが悪かったから補償をするというのはなかなか積極性がないシステムではないが、という点々が次に指摘をいたした点であります。

それから、きょうは警察の方をお呼びすることができなかったわけですが、その当時愛知県で間違つた逮捕をした。それで訴えられて大変なことになる。愛知県では、議会の議決を経なければ支出ができないので、議會でわざわざその補償金について議決をして支出をしたというケースを題材にいたしました。そんなことを一々議会の議決を経なければ警察が補償ができないようでは、よほどでない限り警察は補償しないであろう。したがって、被疑者補償規程ないしは刑事補償法の中にそれも取り込むべき筋合いのものではないかと指摘したわけでありました。こう質問をするついで一週間はかり前に愛知県の警察官が窃盗したことがわかりました。そこで余罪を追及いたしましたら、何のことはない、三年間連続して現職の警察官が窃盗を働いた、万引きをしたことがわかりました。そこで警察本部長以下十数名の人々が減俸、訓戒、戒告等を受けた一大事件が出たわけであります。

そうすると、私の承知しておる限りでは、当時警察庁からおいでになった方は「現在いろいろの方法を検討中でございますけれどもまだ成案を得ておりませんので、公式の場で御答弁できる段階でございますので御了承いただきたいと思ひます。」と言つておつたけれども、まだそれは何らの方法がついていないような気がするわけでありませう。警察官が三年間現職で万引き、窃盗をしておつたということになりますと、その事案に対して警察はどんな補償をなさるのか。法的な根拠法もなく、やはりまた議会の議決を得られるのであるかどうかわかりませんけれども、あの当時

がずいぶん警察官の非違行為につきまして事例を列挙いたしました。いま山梨県警が非常に成績を上げて、由美子さんですか、あの問題で大変喝采を浴びているときにこういうことを言うのは適当ではないかもしれませんけれども、そういうような間違つて逮捕するという事例、警察官の非違行為というものが潜在的にも顕在的にもかなりあるということを痛感せざるを得ないのであります。

ですから、改めて私は申し上げたいのであります。が、国家賠償法についても華証責任の問題で検討を要する。それから刑事補償法についても私どもも社会党が提案しておりますのは、被拘禁の日数はこの法律による半額を支給せよという問題、それから被疑者のコンセンサスが得られない。それから被疑者補償規程についても改善していただけたらいいと思います、五十五年度の一般会計予算で拝見をいたしますと、五十五年度の要求額は八十七万三千円、前年度予算額は七十四万六千円、比較増減十二万七千円の増加にとどまっておるといふことは、予算上の刑事補償金というものは、被疑者補償規程というものは実際問題としては働いていないのではないかと。もう少し顕在的にこの刑事補償法の中に取り込み、警察の間違い逮捕も取り込んで、間違つたやり方についての国家補償というものをもうと顕在化することによって人権が守られるのではないかと。という私の信念というものはどうしても変わらないのであります。

長々いろいろと時間の関係上申し上げましたが、総括して一遍法務省の前向きの見解を承りな
いと思います。

○前田(宏)政府委員　ただいま横山委員が仰せになりましたような諸点につきまして、これまででもお尋ねがあり、当時の刑事局長が不十分ながら御説明をし、必ずしも御納得を得られなかったということは私もよく承知しておるところでございます。いろいろと論点が分かれておりますので、お答えがうまくできるかどうかと思いますが、被疑者補償規程についてはすでに申し上げるまでもない

く大臣御令という形で実施をしておるわけでございまして、順序が逆になるかもしれませんが、それが十分機能していないではないかという最後のお尋ねの方から申し上げたいと思います。

先ほども御指摘のございましたように、いろいろと御議論のありましたこともございまして、昭和五十年の訓令の改正によりまして、被疑者補償規程の内容の改善と申しますかそれがなされておるわけでございます。中身のことはまた改めて申し上げるまでもないかと思いますが、この改正によりまして、補償すべき事案が発生しました場合には検察官の方で手落ちのないようにみずから立件の手続を行うということから始めるようにしておるわけでございまして、御本人の方が言ってこなかったからほうっておくというようなことではなくて、検察官が事件を処理しました場合に、みずからその要否を検討するということところが大きな改善ではなからうかというふうに考えておるわけでございます。そういうことも影響いたしまして、最近、たとえば五十一年では立件しましたものが四十八人でございましたものが、五十二年では大体同じような四十五人でございますけれども、五十三年になりますと百六十七人、五十四年には二百七人、こういう数になっておりますし、本年はいまのところ三十一人が立件されているというふうに報告を聞いておるわけでございます。これでも数が少ないではないか、また予算の面でも金額が少ないのではないかと、また御指摘でございますが、いま申しましたように、規程を改正いたしましたして補償すべきものについては漏れなくやるようにという改正をし、その趣旨の徹底を図り、今後その趣旨を徹底していきたい、かように考えているわけでございます。その内容についての当否はさせていただきますと、この被疑者補償規程自体としては、少なくともできるだけ拾うものは拾うというふうになっているのではないかと私どもとしては考えておるわけでございます。

そこで、もとにさかのぼりまして、これを法律化するべきではないか、大臣訓令では適当でないとい

いう御議論があるわけでございます。それに関連いたしまして予算支出の根拠、これがはっきりしないではないかという御議論も先ほど述べたところでございます。

そこで、基本的な物の考え方でございますが、先ほども冒頭に仰せになりましたように国家賠償法が基本でございます。国の手落ちといえど手落ちでございますけれども、逆に国の立場で金を出すということでございますので、それなりの要件というものが定められておる。基本的には公務員の故意過失というものを要件としておるわけでございますけれども、身柄を拘束されて裁判で無罪になった場合には、憲法の規定もございまして、そういう国家賠償の基本的な考え方、例外的にいたしまして、公務員の故意過失を要件としないといわば定型的な補償を行うというものが刑事補償法であろうと思われたいでございます。

その刑事補償法の考え方をさらに捜査段階に押し広めて、検察官の手元で不起訴になった場合に及ぼすべきではないか、それも法律の形で及ぼすべきではないかというのがまず御議論であらうと思われたいでございます。確かに、裁判で無罪になりました場合と捜査の最終段階で不起訴になりました場合とは、実質的に似ていて申しますか同じでございます。したがって結果が生じておるわけでございます。したがって、何らかの国の方でそれなりの手当てをすることが必要であることにおいては共通であるわけでございます。

しかしながら、基本的に現在の刑事訴訟制度あるいは裁判制度あるいは検察制度というものがあつたわけでございます。その基本的なものについてまた御批判もあるわけかと思われたいけれども、非常に粗っぽい言い方をいたしますと、裁判で無罪になりました場合には、申し上げるまでもなく裁判で有罪になった者以外すべて無罪でございます。したがって、その無罪になった場合というところは非常に明確であるわけでございますけれども、検察官の不起訴というものはいわばシロからクロまで、もちろん間の灰色、その濃さ薄さも

含めまして両極端から真ん中のものを含めて全部が不起訴になり得るわけでございます。クロが不起訴になるのはおかしいではないかというところでございますけれども、御案内のとおり起訴猶予という制度があるわけでございます。検察官の目から見れば罪を犯したことが明らかであるけれども、諸般の事情によつて起訴しないという場合も不起訴になるわけでございます。恐らく横山委員におかれましては、そういう起訴猶予になる場合まで補償しろとおっしゃらないであらうと思われたいでございます。

私なりの考え、従来から御議論がありましていろいろと局内でも議論しておるわけでございますが、そういう前提を考えますと、これを法律にして補償するということになりますと、およそ不起訴の場合全部にすることができなかつた。それなりの一つの考え方であらうかと思われたい。しかしいま申し上げたように、不起訴にはピンからキリという言葉は適当ではございませんがいろいろございまして、まず客観的に見てクロである場合も不起訴の一態様としてあるわけでございます。それらを含めて補償するということとは逆に国民感情から見ても適当ではないんじゃないかということになりますと、それを除いたものを補償するというものがあるわけでございます。その中には、先ほど申しましたようにシロのものからクロに近いものまであるわけでございます。その中でどれだけを補償すべきかというところに相ならうかと思われたい。その面からいいますと、シロのものだけでもいいとかあるいはクロでない以上はシロと見るべきであるから全部やるべきではないかというふうな御議論がまたそこにあるかと思われたいけれども、その場合でも、どこまでやつたら国民感情に合うかという問題があるかと思われたい。

そういうふうな客観的に一応区分はできるわけでございますけれども、逆に、たとえば検察官としてはこれはクロとしか見えないので補償をしないということにいたしますと、仮にその補償請求というものを権利に仕立てました場合には、検事は

はクロだけれども自分はシロであるあるいは灰色である、したがつて補償しない決定はけしからぬので補償せよというものを裁判に持ち出さないとか補償金がもらえない、こういうふうになるわけかと思われたい。そうしますと、被疑者の方が自分がシロであるかクロであるかというところを検事の認定で納得できないので裁判所に持ち出しシロ・クロをつけてもらおうというふうにならうかと思われたい。そういうことになりまして、すべて捜査の段階でシロ・クロというものは検事の手元ではとまらなくて全部裁判所に持ち出さないと、シロ・クロが決着がつかないということになりかねないかと思われたい。

そのことについて、従来検察官が被告的な立場に立つのはどうも感心しないということではなからうかという御批判もあつたと思われたいけれども、そういう意味ではなくて、ただいま申し上げたような意味で、現在の刑事訴訟法のもとでは検察官が公訴権をいざ独占しており、その反面として起訴便宜主義といふものが認められておつて、そこで裁判所に持ち出すまでもなく一応のシロ・クロをつける。場合によっては、有罪と認められる者でも本人の改善更生のために起訴しない方がよろしい、表に出さない方がよろしい、その効果というものは多年の伝統によりましてお認めいただいておりますのであらうと思われたい。

そういう現在の検察官の権限、反面義務も申しませんが、それとそういう権限と、それから出てまいります刑事訴訟法の起訴便宜主義という考え方、こういうものを全部いざ基本的な考え直さないと、この捜査段階における不起訴処分についての補償というものはなかなか法律にするのに困難があるのではないかというところを従来から申し上げており、またその後も私も考えましてどうもそこへ行き着いてしまふのではないかというふうに考えるわけでございます。

で無罪になった場合の措置がとられ、それとの見合ひで、捜査段階で同じようなことが起こつた場合にどうおいていいかということから現在の被疑者補償規程ができたと思われたいけれども、対象が違つておまして、裁判所における無罪と同じ幅の不起訴の者がすべて補償の対象になつていない。つまり、検察官の手元で不起訴になる場合に、いろいろと先ほど申し出ておりますように種類がございまして、その中で明らかにいわばシロである場合に限つてやつておる。そこに本来理論的な無理という困難があると言へばあつたわけでございます。結局、そういうものをどうおけなくして、結局、刑事補償法では賄えないけれども被疑者補償という形でやらないわけにいかないもので、こういう形でやらないわけに発想からこういうことになつて現在に至つておる。これを立法化するということは、刑事訴訟法の制度また現在の検察制度、その根本との兼ね合ひにおきまして、率直に申し上げて大変むずかしい問題を含んでおるというふうに考えるわけでございます。したがって先ほどの御議論の中で、恩恵的であるということ、また同じ検察官がやるということ、言葉はともかくといたしまして、同じ穴のムジナ的な感じがするのどうして消極的になりやすいではないかという批判が出てくるかと思われたいけれども、性質的には、権利か恩恵かというふうに極端に分けますと権利性はないと言わざるを得ない。しかしながら、先ほども冒頭に申しましたように、この被疑者補償規程を改善し、また運用をできるだけ正確にといひますか間違いないように漏れないようにやつていくことにおいて実質的に補償の実が上がる。あとはいわば制度論といひますか技術的な問題と言つてしまつては失礼かもしれませんが、そういうことも考えられるわけでございます。要は、実質的に補償すべきものは補償すべきであるということがどれだけ担保されるかということに帰着するのでないかというふうに考えるわけでございます。

それから、警察官のいわゆる非違行為についてのお話もございましたが、その中で、誤認逮捕でございまして被疑者補償規程には乗り得るわけでございます。しかし先ほどの御指摘の例のように、窃盗を繰り返して一般国民に迷惑をかけたという事になりますと、どうもこういう刑事補償の分野ではなくて別な分野のことではないかという感じがするわけでございます。

結局、身柄の拘束とか相手と間違つて逮捕したとか、刑事手続に乗せたことによる被害ではなくて、一般の不法行為と申しますかそういうことによる損害、役人が一般的にどうぼうしたということであろうと思ひますので、相手方、被害者に当たる方を逮捕したとかあるいは任意にでも調べたというこの被害ではどうもない。誤認逮捕の方は不十分かどうかは別として被疑者補償規程に乗りまされども、どうぼうして御迷惑をかけたというのとはちよつと性格が違うんじゃないかという感じを持っております。

いろいろ申し上げましたけれども、基本問題につきましてもなかなか御納得をいただけないのではないかと思ひますが、私どもとしては、別に気持ちの上で消極的であるという考えはございませぬのですが、全体の刑事訴訟制度あるいは検察制度、裁判制度、これの基本的なものであるなかなか困難ではないかというふうにいまでも考えておるといふに申し上げるわけでございます。まして、反面、規程の運用につきましても十分努力してまいりたい、かように考えております。

○横山委員 時間がございませぬので、これは長年私の主張でございまして、とうていききよう質疑の中で解決できるものではございせんが、ただ最終的に私の意見だけ申し上げておきたいと思ひのであります。

五年前も、こういうことを言うたら大変検察陣の諸君に気の毒だと思ひけれども、しかし世の中には、間違つて逮捕する、間違つて裁判にかけ、間違つて死刑の判決をする、そういうことが通常あり得るということはたくさん例から立証

されることなのであります。そういう人権を国家権力が侵害をしたということについて補償するのにも勇気でないならぬ。その勇敢なシステムというものが立法上確立されなければならぬ。それは間違つて逮捕した検察官、間違つて死刑判決をくだした裁判官、間違つて逮捕した警察官、ともにそういう間違ひを起したならば国民の権利は金銭面でもきちんと補償されるということがあつてこそ、国民の受忍義務というものは説得力を持つものだと私は信じておるわけでありまして。

ところが、そういう人権を守るための補償制度をつくることは何か検察陣やあるいは裁判官や警察の士気を阻害するのではないか、私はそういう隠然たる気持ちがあるような気がしてならないのであります。裁判なら権利として支給する、検察段階では恩恵として支給する、そういう理論の違いが私にはわかりません。なるほど、嫌疑なし、嫌疑不十分等々のいろいろな違いがあることは私も十分承知をいたしておりますが、全くの間違いの誤認逮捕やいろいろなそういう不都合なことが現にあるのでありますから、私は、国家賠償法やあるいは刑事補償法や被疑者補償規程あるいは警察官や、そういう一貫して国民の権利を保障することがあつて、むしろ国民がそういうことで調べられる、裁判所に立つことについての受忍義務に対する説得力が生ずると思ひます。それから、今後永続的にこの種の法案を立案されますときに私の意見を十分念頭に置いてやっていただきたいし、私も、しかるべき機会にはこれらを一貫した理論体系あるいは法律案の提起等をいたしたいと思ひます。

以上申し上げまして、私の質問を終わることにいたします。

○木村委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午前十一時三十三分休憩

午後一時二十四分開議

○木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。長谷雄幸久君。
○長谷雄幸久 刑事補償法の一部を改正する法律案についてお尋ねをいたします。

改正案の内容は、補償金の額の算定基準となる日額の上限と補償金の最高額及び加算額の引き上げであります。この改正案の提案理由としまして「最近における経済事情」を挙げておられます。確かに補償金のいかに経済事情を無視できないところでありまして、さらに根本的には、補償金のあり方のいかんという問題は補償の本質とかかわる問題だと考えます。

そこで、若干補償の本質に触れながら補償金を含めた補償のあり方についてお尋ねをしてみたいと思ひます。日本国憲法四十条には「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求め、これができる」という規定があります。この刑事補償は国民の基本的な人権として保障されたものであり、刑事補償法は憲法のこの規定を受けたものであることは言うまでもないところでありまして。

そこで、補償金額の決め方について刑事補償法の規定によりまして、抑留、拘禁による補償の場合には、同法四一条により、拘束日数に対応しかつ高額と最低額を定めたいわば相対的定額補償になつてゐる、こう思ひます。そしてそれが具体化する段階において、同法二条により、拘束の種類、期間の長短のほかに本人の受けた財産上の損失、得べかりし利益の喪失、精神上の苦痛、身体上の損傷、刑事手続における当該公務員の故意過失その他一切の事情が考慮されるというぐあいに規定がなつております。

ところで、刑事補償の請求手続は無罪の裁判をした裁判所の決定手続によるものとされております。ここでお伺ひしますが、この決定手続において、同法四一条二項にいう事情のうち、いかなる事情が考慮され、いかなる事情が考慮されなかつたか、つまり排除されたかということについては、これは決定手続の中で明確になるようになってい

るのかどうかお尋ねします。
○柳瀬最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

刑事補償の金額を算定するに当たりまして裁判所は、ただいま御質問の中にございましたように、補償法の四一条二項所定のものもろの事情を総合考慮した上で、結局当該請求者に対する補償金額としてどれほどが適当かということをお断するものでございまして、そのものもろの事情のどれをとり、どれを捨てようとするかは一概に個別的には特定するということなく総合的に考慮した上で判断をする。したがしまして、さらに言いますと、補償金額のうち財産上の損失額が幾らであるあるいは精神的な損害額が幾らであるかというところまで區別して具体的に決定の中で示すというふうなことはなかなか困難なことであると思ひますし、そのようには実務もなされておらないというように思われます。

○長谷雄幸久 いまの答弁を伺つておますと、非常に困難である、また手続的にはそうならないかということもございしますが、いま私が読み上げたこの四一条二項の条文にも、こういうことが考慮すべき事情として例示されているのですから、これを請求権者の方で明確にして請求する以上は、これに対応した判断をなさるべきではないか、こう思つておるのです。

それで、その点に関連しまして幾つか具体的に

お尋ねをいたします。
まず、財産上の損失について伺ひます。たとえば死刑執行による補償の場合については、同法の四一条三項の規定がありまして、これによると、証明された財産上の損失額は全額補償されることになつております。そうしますと、それとの均衡上、身体上の拘束による補償の場合にも証明された財産上の損失はすべて補償されることとなければならぬと思ひますが、この点はどうですか。
○柳瀬最高裁判所長官代理人 御質問のように、死刑の執行による補償の場合と未決の抑留、拘禁による場合の補償と立て方が異なつておりまし

て、未決の抑留、拘禁による補償の場合には四二項の諸事項を考慮して行い、こういうことになつておるわけでありませう。

その中で、財産上の損失が資料によつて証明された場合にそれをすべて補償すべきではないか、こういうことでございませうけれども、刑事補償の性質といひますか、これは先ほどお話がございましたように、下限と上限を定めたその定型化された金額の中で迅速にとりあへず一定の額を補償する、なお個々の事情がある場合にはたとえ国家賠償という方法でこれに對処するといふことでございませうので、この死刑の執行の場合には第四條第三項によるわけにございませうけれども、未決の抑留、拘禁による場合には四二項の規定によつて財産上の損失といふ点ももろの事情の一つの事情として考慮する、その全損失を直ちに刑事補償によつて補償するといふ立て方にはなつておらないといふふうに思ひます。

○長谷雄委員 そうしますと、死刑執行による場合はもとよりのこと、抑留、拘禁による補償の場合においても、本人もしくは遺族等が財産上の損失による補償を請求する限り、他の法律による請求との関係もあることであるので、きちんとした判断をするのが妥当ではないかといふことですね。つまり、財産上の全損失額及びうち本法により認容された額等は明確に判断しなければいけないのではないかと、これが請求者に対する親切ではないか、こう思ふのですが、どうですか。

○柳瀬最高裁判所長官代理者 御質問の前提といふか直接入る前に、実務の実際において刑事補償の請求を受けた裁判所でのような審理の方法を行つておるかといふことを一応お話し申し上げたいと思ひます。

刑事補償の請求を受けた裁判所におきましては、補償の請求につきましては検察官及び請求人の意見を聞く、また決定については刑事訴訟法が準用されて口頭弁論を経ることは要しない、したがひまして原則的に書面審理となるわけにございませうけれども、必要があれば事実の取り調べをする

ことができる、事実の取り調べをするについて必要があれば証人尋問をしあるいは鑑定を命ずることもできる、こういうふうな規定になつておるわけにございませうけれども、実際の審理におきましては、申立書の記載、検察官及び請求者の意見を考慮し、また一件記録に基づいて本案についての公判審理の過程にあらわれました補償法四二項所定の諸事情を考慮して、いわゆる書面審査のみで決定しておるといふのがほとんどでございませう。いわゆる事実調べとして証人尋問をしたといふふうな例は聞いておりません。そういう補償決定審査の事情にございませう。

その事情といふのは、先ほど申しましたが、要するに刑事補償といふものが迅速にとりあへず一定の額を補償するといふ趣旨にあるためであると思ひます。先ほど御質問の中にございませうが、厳密に財産上の損失等を、ただいま申し上げました以外のたとえ民事裁判等で行われるような資料などを収集してさらに厳密に認定するといふふうなことは実際問題として行われておりませんので、補償決定の審査の中で審査される諸資料にはおのづから限界があるといふことでありますので、先ほどのような事情になつておる、こういうことになるわけにございませう。

○長谷雄委員 確かに迅速な決定手続は重要なことだと思ふのですが、迅速だけではないかなる裁判でも余り意味がない。中身が当事者の意向に沿つた判断がなされていらないといふことはやはり問題ではないかと思ふのです。

その点に関連してもう一つだけ伺ひますが、慰謝料の件ですけれども、この場合もやはり財産的損失の場合と同じことが言えるのではないかと思ふのです。同条三項の規定によりますと、死刑執行による補償金の額が先ほどの証明された財産上の損失額に加算して千五百万円、今回の改正案でこの加算額が二千万円に引き上げられることになつておりますが、この加算額は三項の文言全体から見て非財産的損失による補償額つまり慰謝料と考えられると思ふのです。

そうしますと、請求権者において非財産的損失による補償、この慰謝料の額を明確にして請求する限りにおいては、財産上の損失による補償の請求の場合と同じように、非財産上の全損失額、慰謝料の額、それから本法により認容される額、それからさらに財産上の損失の額との関係も明確になるように、この決定手続で判断をすべきだと思いますか、どうですか。

○柳瀬最高裁判所長官代理者 先ほど財産上の損失額についてお答えいたしましたことと同様のことが慰謝料の額についても申し上げることができると思ひます。

○長谷雄委員 私がこの問題を取り上げたのは、さつきもちつと触れましたが、刑事補償法だけにかかわらない、他の法律にかかわる場合があり得るといふことを前提にしたから申し上げたわけですね。

つまり、刑事手続においてたとえば当該公務員の不法行為があつた場合の補償につきましては、特別にこのことの議論は意味があるのではないかと思ふのです。不法行為があつた場合については憲法十七條の規定がございまして、この規定に基づいて国家賠償法が成立されておりますが、この刑事補償法の場合と国家賠償法の場合との差異は公務員の不法行為の有無にあると一般には言われております。そのことからそれぞれの性質について、国家賠償は賠償だ、そして刑事補償は補償だ、こうも言われているのです。

この本質論ともかわるわけでありませうけれども、刑事補償の請求をなし得る場合において国家賠償請求も請求できるような事態、つまり刑事手続において当該公務員に不法行為があつた場合は請求権競合の場合である。そうしますと、請求権者はいずれの手続により請求することも可能だ、こう言えると思ふのです。このことが本法の五條一項の規定だと思ふのです。

そうしますと、当該公務員の不法行為があつた場合の補償については、これを刑事補償手続により請求する場合において、請求権者がその公務員

の不法行為による損害の補償を請求する限り、決定手続において当該裁判所は、不法行為の有無及びこれによつて生じた全損害額さらに決定手続で認容される額を明確に判断しなければならぬのではないかと、この刑事補償法の五條二項、三項の規定がまさにこのことを明示した規定ではないか、前提にした規定ではないか、こう読めるのです。そういう意味でいま私が取り上げたわけですね。

ですから、いまの質疑で明らかになつたように、現在の決定手続にはそういう意味で大変問題があると思ふのです。ですから、この決定手続ではないかと思ふのですが、いかがでしょうか。

○柳瀬最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げましたが、また御質問の中にもございませうが、刑事補償と国家賠償との差が、刑事補償の場合は国家機関の故意過失を要件とし、また補償の額が定型化されているといふ点で国家賠償と差異がある。その刑事補償の本質を前提とし、先ほど申し上げました簡易な方法によつて迅速に一応の補償をするといふ刑事補償のたてまえからいまして、ただいまのような実務の運用がなされていらないといふふうに思ひますので、私どもとしてはこの実務の運用をなお注目していきたい、このように考えます。

○長谷雄委員 重ねて伺ひますが、この問題は、いまもちつと申し上げたように請求権競合の場合において、たとえば刑事補償手続で請求をした。客観的にその認容額が三千万円であつたとして、ところが刑事補償手続では一千万円しか認容されなかつたとした場合に、客観的にはあと二千万円というものを国家賠償法に基づいて請求ができる。そうしますと、請求権者の方であつた二千万円あるのだといふことで国家賠償法に基づいて請求した場合に、いや実はあなたの請求権はすでに刑事補償のときに終わつていたのだといふことになつては大変気の毒ではないかといふことを申し上げておるのです。

ですから、そういう意味で決定手続の中においては、何に基づいて請求した、その請求内容に従って何について認容した、いや棄却をしたという内容が明確にされていないと、いわば民事訴訟理論でいうと新訴訟物理論にたいにこれもだめだと言われてしまったのでは大変気の毒ではないかという感じが言えると思うのです。

そういう意味で、実際の決定手続においてそれが明確になっていけば問題はないのですけれども、それがなっていないというところでございまして、まさに運用に任されているようございまして、その中で、そうであるならば、それが決定手続をする裁判官においてもわかりやすいように、また請求する側にとっても十分にできやすいような、そういう法改正も含めてもっと親切な形にできないものか、こういう提案なんです。いかがでしょう。

○柳瀬最高裁判所長官代理者 先ほど来、刑事補償手続における決定の手続きといいますが審査の状況をお話し申し上げましたが、国家賠償の側におきましても通常は原告に生じた全損害額を認定するという厳密な手続きがとられ、その後損害額から刑事補償金を差し引くという方法がとられているようございまして、御指摘のような方法を刑事補償の手続においてとったとしても、それが直ちに国家賠償の審理を円滑ならしめるものとは一概には言い切れないではないかと考えます。

○長谷雄委員 ちょっと御答弁がはつきりかみ合わないのですが、法務省に伺いますが、そういうことで要するに内容的にはつきりしなければ、請求者の側に立っても、それを決定する裁判所の側に立っても非常に困るのではないかとということなんです。そういう意味で、実務においてそういう取り扱いがなされているのならばどうも余り親切でない、であるならば法改正を含めて検討する余地があるのではないかとということございしますが、いかがでしょう。

○前田(宏)政府委員 ただいま最高裁の方からお答えしたことの補足のようなことかと思ひます。

けれども、長谷雄委員の仰せになりますのは、請求権のいわゆる競合の場合であるので、たとえば刑事補償法で一千万ということがあるかどうかかわかりませんが仮に補償がなされた、あと残り二千万という、さつき設例であつたわけでございますが、先ほどの最高裁のお答えでもそうだったと思ひますし、私の理解でも、そういう残りを請求するということではなくて、国家賠償法では故意過失が要件でございまして、いわばさっきの例で申しますと三千万全部を請求して、それがどの程度認容されるかという全体の請求、全体の認定があつて、それで仮に三千万が適当であるとなれば、それから一千万が引かれて残りが二千万になる。仮に三千万の請求をしてこれが二千五百万円が総体として認定できるとなると、二千五百万円から一千万を引いて一千五百万円が新たに国賠で補償がされるということ、いわば全体、全体といひますか両方の全体の数字が出まして、それで重複を避けるという差し引き計算が行われるというところであるはずだと思ひますので、そういう意味では、個々の内訳はなくても支障がないのではないかとこのように思ひます。

ただその前提といたしまして、仮に財産上の損害額が証明されたら全部を支給といひますか補償すべきではないかということについて、これも先ほど最高裁の方からお答えがございしましたが、要するに証明させて全額払うのがプラス面もあるでしょうし、またその証明のためにいろいろと手間がかかるというマイナス面もあるわけございまして、そういうことで、どちらが一概にいいかどうかということも直ちに言えないように思ひますので、いろいろと刑事補償の補償の仕方については検討の余地はあろうかと思ひますけれども、当面、御指摘の請求権の競合の場合には特に本人にとつて不利益になるということはないのじゃないかというふうに思ひます。

○長谷雄委員 この問題はこの程度にして、次に進みます。

では、抑留または拘禁それに無罪の裁判、この二つの要件を挙げております。そこで、まず抑留、拘禁に関する問題について一つだけ伺つておきたいと思ひます。

抑留または拘禁、これをひっくり返して身体の拘束とも言われておりますが、この身体の拘束が刑事補償の積極的要件でありますので、不当な刑事訴追の場合であっても拘束のない限り補償の対象にはならない。この解釈については、たしか昭和三十三年だつたと思ひますが最高裁も決定で認めていることは私も承知いたしております。しかし、犯人とされたことによる苦痛というものは身体を拘束されていた期間だけには限らない。また身体を拘束が仮になくても犯人と名指されて取り調べを受けるというこの場合も、程度の違いはあっても同じ問題はある。この苦痛は精神的なものとも同じ経済的にも無視できないものがあると思ひます。犯人とされたことにより社会的な信用を失ひ、また交友関係、取引関係も相当打撃を受ける場合もあるのではないかと。

このような場合に本人の受けた精神的、物質的のそれぞれの損害について、これをてん補する必要があるのではないかと。そのためには本法を改正しなければならぬと思ひます。それから、この点についてはどうお考えか。またその際、外国の立法例たとえば西ドイツの刑事補償法には身体拘束を受けたことは要件となつていません。ですが、これも一つの参考になるのではないかとと思ひますが、いかがですか。

○前田(宏)政府委員 ただいま御意見にもございまして、身体拘束を受けない場合でございまして、間違って犯人扱いをされたということによる有形、無形の損害というものは事実あるだらうと思ひますし、お気の毒といへば大変お気の毒な場合であらうと思ひます。

ですから、それなりに何か考えなければいかぬということもごもつともな点があるわけございしますが、この刑事補償法につきまして前々申しておることでございますけれども、これも広い意味

での国家賠償である。国家賠償である以上国民の負担においてなされるものであるということになりまして、国家賠償の基本原則はやはり当該公務員の故意または過失というものを要件として、これは申すまでもないことだと思ひます。

ですから、その原則が原則であるわけございまして、そういう故意過失を要件としないというのをはきわめて例外な場合であらうというふうに考えられるわけございまして、そこで刑事補償法がきわめて例外といつてもいいのを決めておりますのは、やはり憲法の規定もございまして、身体拘束を受けたというところによつて受けた被害といひますか損害といひますか、それが故意過失を論ずるまでもなく国として補償せざるを得ない、補償すべき特殊な場合である、こういう精神であらうと思ひます。

ですから、この特殊例外な場合をどこまで広げるかという一つの立法論になるかと思ひます。ございしますが、従来の考え方、憲法は一応規定の上では身体拘束ということを考えておるわけ、それがやはり原則を打ち破る例外であつて、それ以外を認めないかということになりますと、それは議論があるかと思ひますけれども、大変例外的な場合である。その例外的な場合をどこまで広げることができるといふことが一つの大きな問題であらうというふうにも思ひます。

そこで、そうなりますと、いろいろと国の公権力の行使によつて国民の方々に御迷惑をかけた場合がないとは言えないわけございまして、それをどの辺まで拾うかという国の基本的な考え方というところになるわけ、犯罪被害の方々に對する給付制度というふうな従来の余り考えられていなかったことができてきたというふうなことでもございまして、だんだん国民の理解またそれを国民が負担してやるといふことについての国民の考え方というものの変化によつては広がってくることも考え得るかと思ひますけれども、なかなかその限界を引くのがむずかしいというところがあるわ

九

を得ないわけでございます。強いて申し上げますと、被疑者補償を檢察官の方で先ほど来御議論のごさいますように扱っておるわけでございます。被疑者補償規程の方では「しないことが出来る」といふ場合の第一号にそのことが挙がっておりますのでございませう。あるいはそれと若干取り違えをしておつたんじゃないかといふことは、想像でございますけれどもあるわけでございます。私どもの公的な立場といふことが理解をいたしましては、先ほど来申し上げておりますように、御意見がありごもつともな点もあるとは一面思ひながら、しかしやはり理屈としては含まれるという解釈を維持してきつたつもりでございます。

○長谷雄委員 お立場は十分理解できます。しかし、こうした不合理を何とかして是正しなければいけないというのが国民世論だと思つたので、これはさきに紹介しました決定が出た段階で、マスコミ等でそういう議論がありました。これを何とか是正する一つの理論としては、解釈論でやるということ、もう一つは立法論でやることの二つ考えられると思つたので、

解釈論では、私は私なりに考えておりますが、一つには、憲法四十条には「無罪の裁判」と規定を明記しております。しかし、何を無罪とするかということについては、その無罪の内容を限定してない。すべて法律にゆだねられてゐる。これが現状ですね。その無罪の裁判については、刑法法の三百三十六条では「被告事件が罪とならないとき」とそれと「被告事件について犯罪の証明がないとき」この二つの場合を挙げております。ここにいう「罪とならないとき」といふのは、伝統的な犯罪理論によると、構成要件該当、違法、有責の犯罪の成立条件だ。このいずれかを欠く場合は犯罪は不成立で、しかもこれは無罪だ、こう言われておるわけですね。

ところが、この辺の問題ですね、つまり、責任無能力の問題を解決するためには何も伝統的な犯罪理論に拘泥する必要はないのではないか。伝統

的な犯罪理論というのは何も憲法で枠は与えられているわけではないのだ。これは学説なんだ。理論なんだ。そうすると、この伝統的な犯罪理論に対する反省がまず第一に必要ではないか。この点についてはいかがですか。

○前田(安)政府委員 御指摘のように、心神喪失による場合を外そうと思へばそういう議論の立て方をしなければ出てこないことだらうと思ひます。

しかし、およそ現憲法下で無罪とは何ぞやということになりまふと、やはりいまおつしやいませにように、まあ伝統的な考え方かもしれないが、それが多数的な考え方であらうと思ひます。逆に、憲法で明らかに限定をしていないといふこと、それを決めてないんだといふ言い方も不可能ではないかと思ひますけれども、無罪であるといふことになりまふと、現憲法下で刑法なら刑法の適用をいたしまして無罪になる場合を含むと考える方が素直といふか自然であつて、それをごく一部、いわゆる三つの要件なら三つの要件のうちの一つだけの場合はだめなんだという説明はなかなか苦しいのではないかといふふうに思ひわけでございます。

○長谷雄委員 第二の反省として、刑法三十九條は「心神喪失者ノ行為ハ之ヲ罰セス」それから四十條では「瘡啞者ノ行為ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ減輕ス」それから四十一條では「十四歳ニ滿タル者ノ行為ハ之ヲ罰セス」こういう規定があります。

瘡啞者の後段の場合を除いて、心神喪失者、瘡啞者及び十四歳未満の者の行為については罰せずと規定しているのです。罪とならずとは規定してない。ほかにも同じような規定の仕方が刑法の中には幾つかありますけれども、先ほど刑事局長は、無実と無罪とは違うんだという微妙な発言をされておつたのでございませうけれども、いまの三十九條、四十條、四十一條の刑法の規定については無実ではないのです。確かに局長がおつしやるように、伝統的な犯罪論から言つて無罪、

しかし無実ではないということになるのではないかと。

そうすると、罰せずといふこの心神喪失、瘡啞者あるいは十四歳未満の者の行為については、判決主文は無罪といふことではなくて刑法の規定どおり罰せず、こうするものが最も刑法に忠実な判決の仕方ではないかと思ひます。この点について裁判所はいかがかと思ひます。

○柳瀬最高裁判所長官代理者 ただいま仰せのよう、瘡啞者、心神喪失者の関係におきましては「之ヲ罰セス」といふ文言が用いられております。

しかしそれは、現行刑法において正当行為あるいは正当防衛、刑法三十五條、三十六條等についても同様「之ヲ罰セス」といふふうに規定して犯罪は成立しないといふことを示しておるわけでありまふ。これらは瘡啞者あるいは心神喪失者同様にいづれも刑事訴訟法三百三十六條にいう被告事件が罪とならない場合として無罪を言い渡すべきものといふように解され、また、そのように実務は運用されております。そういうことでありますので、現行法の解釈として罰しないといふことと罪とならないといふことを別個に解するといふこととはいささか困難なものでなからうか、このように考えまふ。

○長谷雄委員 まあその議論はやめましよう。

無罪の裁判に関する次の問題は、身体の拘束を受けた者が裁判による無罪の裁判を受けることなかつて刑事手続を終つた場合の問題なんですね。これは、この法律によりまふと補償は受けられないといふことですね。この場合に当たる例の一つとして檢察官の不起訴処分が挙げられますけれども、この不起訴処分は、裁判所の裁判と違つて確かに確定力はない。しかし、身体の拘束を受けている以上は何らかの補償をする必要がある。この点について先ほどちよつとお話がありましたのが、被疑者補償規程、こういうものが一応制定はされております。

しかし、この被疑者補償規程というのは法務省訓令なんですね。つまり、檢察庁内部における内

部的な命令であつて、国民の権利として補償を認めたものではないといふことは明らかだと思ひます。したがつてこの場合も、こういう事例について不起訴処分のような場合、法律による補償を必要とする場合があるのではないかと、こう思ひますが、いかがですか。

○前田(安)政府委員 ただいまのお尋ねにお答えします前に、先ほどちよつと私の申したことで補足させていただきますが、無実と無罪といふことを用ひましたのは、今回の御質疑ではなかつたと思ひますが、過去にこの法律の御質疑の中で無実有実という議論があつたように思ひましたので、そのことを思ひ出して申し上げたわけでございます。

それはそれといたしまして、被疑者補償の關係でございますが、御指摘のように、被疑者補償規程は大臣訓令でございまして法律ではございませんと。なぜそういうことに相なつておるかといふこととありますが、これも何か申し上げたことがあるかと思ひますが、先ほど御指摘のやうに、不起訴処分が裁判所の裁判と同様な意味での効力を持たないといふことがまず基本にあるわけでございますが、それだけじゃなくて、裁判によりまふ有罪無罪といふのは非常に明確でございます。ですから、無罪といふのは有罪になつた以外のすべてが無罪であり、中身がシロであらうと灰色であらうとすべて無罪であるわけでございます。有罪の者は刑事補償の対象になりまふと、無罪の者はすべてなる、もちろん身体拘束が前提でございますけれども、そういうふうに明快により分けがつくわけでございます。

不起訴処分の場合には、これもくどくど申し上げる必要もないと思ひますが、檢察官の立場で見た場合のクロ、有罪という言葉が適当かどうかかわりませんが、犯罪をやつてゐるというところが明白である、これが檢察官の認定だけじゃなくて客観的にも明らかなる場合も含まれておるわけでございます。それから一面、全く人違いであるとか犯罪にならない行為であるとかいう、もう一

方の極端な場合もございすし、その間に証拠が十分でない場合があるとか、いろいろな段階がすべて不起訴処分の中には含まれておるわけでございす。したがって、不起訴処分があつてそれまで身柄の拘束をおつた場合におきの毒な場合があることはもちろん否定するわけではございせん。

ただ、それをどこまで補償すべきであるかという点になりますと、やはり線の引き方というものがむずかしくなつてまいるかと思ひます。先ほど触れましたように、客観的にも犯罪を犯したことが間違いないというふうなもので補償すべきであるという御議論は恐らくないだらうと思ひます。ところが、検察官の一応の認定でございすので、検察官としては、これはクロである、もし裁判にかければ有罪になるであらうという認定をしまして、被疑者の方はそのうではないと、いややはり自分はシロであるという主張があり得るかと思ひます。そういうふうなことでございす。不起訴処分はシロ・クロをつけるというわけにはまいらなかつて、すべて裁判所へ持ち出して、自分がシロであるかクロであるかということを確認してもらなければ補償金がもらえない、こういうふうになつてくるわけでございす。

そういうふうなことを考へてまいりますと、不起訴処分というものが現在のようになつて維持できるかどうかという問題、あるいは現行刑事訴訟法における検察官の権限の起訴便宜主義というものが果たして維持できるかどうかという問題、それによるそれなりの効果というものが認められているように思ふわけでございす。けれども、それも基本的に再検討しなければならぬやうなところがある、いろいろ現在の刑事手続におきまします基本的な問題にかかわつてくるやうな気がするわけでございす。

反面、そういうやうな性質の処分によつて補償をするという点自体、厳格な意味での法律では本来若干の無理があるのじゃないか。やはり裁判

でシロ・クロをつけた場合に初めて補償というところが憲法の要請もございまして理論的につきりするわけでございす。検察官の処分といういはば広い意味の行政権に属する性格のものによつてシロ・クロをつけるという点でも、それは最終的なものではないわけでございす。それによつて補償をするという点自体にもとと若干の無理がある。

しかし、そうかといつて全くほうっておくわけにいかないので、検察官の認定の段階でやはりこれはシロであるということが十分わかる場合には、刑事補償になつて何らかの補償をするのが適当であらう。刑事補償と基本的な発想は似ておりますけれども、性格的には大分違ふものとして考へられたのがこの被疑者補償ではないかと思ひます。基本的な発想は同じでございす。わけがございす。基本的な性格は違ふ、そうなりまして、同列で法律をもつて権利化し制度として成り立たせていくということには、もとにやいろいろの問題があるやうな気がするわけでございす。

○長谷雄委員 おつしやることはよくわかります。確かに不起訴処分には確定力はないし、再起する可能性も十分あるし、また不起訴処分にも理由によつていろいろの中身があることも承知をいたしております。

そういう意味で、どこまで補償するか、それをどこで線を引くかということも大変問題になつてくると思ひます。いずれの場合にしても、一つの考へ方として、一定の期間を決めてその期間経過後は、もちろんケースにもよりますが、補償し得る場合があるということならば、その場合がある程度限定することはやむを得ないと思ひますけれども、法律による補償というものは考慮してもいいのではないかと、これを希望として申し上げておるわけでございす。

そのことと、もう一つの場合は付審判の請求却下の場合であります。先ほどの不起訴処分の場合は検察官によるものでありますけれども、付審

判の請求却下の場合は少なくとも裁判所の裁判による場合であります。したがつて、その補償を要する程度というものは検察官の不起訴処分の場合よりも強いということが言えるのではないかと、思ふのですが、この点についてはいかがでしようか。

○前田(宏)政府委員 付審判の場合で請求却下という点の想定でございすけれども、職権乱用なら乱用で付審判請求がありまして、それが却下になるという点は実質的にはシロだ、こういう御趣旨でございす。そういう場合にも、まず身体拘束ということがあり得るかどうかいふ問題もあるかと思ひますが、確かに、裁判所の判定であるというところは検察官の処分よりは公的な権威があるというところは事実でございす。差があるといひます。それはやはりまだちよつとでございす。

○長谷雄委員 まだほかに問題はございす。が、時間も参りましたので、最後に法務大臣に一言伺ひたいと思ひます。

今回の法律改正案は補償金についての一部手直しを内容とするものであります。この法律は内容的に見て、いま私が指摘しましたように改正すべき多くの問題がなお残されておると思ひます。刑事訴訟法がいわば事前の人権保障規定であるとするならば、この刑事補償法は事後における保障規定だと言ふことができると思ひます。その意味で、この刑事補償法の欠陥が是正され本法の精神が十分に生かされ機能するようにすることは、国民の人権保障の上からきつて重要だと思ひます。

私は、そのような認識に立つて、今後この法律の問題点について早急に改正をなす必要があるのではないかと考へております。法務大臣の所信を伺ひたいと思ひます。

○倉石国務大臣 いますぐ改正に踏み込んだらどうだということではないと思ひますが、運営いたしまして慎重に検討してまいりたいと思ひます。

○長谷雄委員 終わります。

○木村委員長 柴田陸夫君。

○柴田(陸)委員 今回の改正案は補償額の上限を引き上げるものであつて、それはそれとして一定の意味を持つてゐるわけですが、すでにわが党の木下委員が指摘しましたように、刑事補償というのはさらに拡大されなければならないと考えております。

それは、補償額的大幅引き上げということであり、また対象を拘禁以外にも広げること、被疑者として取り調べを受け無罪となるまでの全期間に及ぶようにしなければならぬということ。また、被疑者補償規程を刑事補償法に統一して権利として認めることが必要であると考えます。さらに無罪の刑事事件につきましては、国家賠償におきましても無過失損害賠償の規定あるいは捜査官の故意過失の権定規定を置くといったやうな改正が検討されなければならない。これは現実の国家賠償請求訴訟がやられてゐるその状況から見て、このことが言へると思ひます。

ところで、不十分な刑事補償の制度ではあるわけですが、若干尋ねてみますが、無罪になつてもなお刑事補償を請求しない者が多いように伺つております。その理由について検討されたことがあるかどうか、まづお伺ひいたします。

○柳瀬最高裁判所長官代理者 無罪の確定をし、そしてその過程において未決の抑留、拘禁があつた者で刑事補償の請求をしなかつた者について、その割合などを調べてみますと、昭和四十九年から五十三年の五年間におきまして地裁、簡裁の言い渡した無罪判決が確定した人員を前提とし、地裁、簡裁それぞれ別に申してみますと、地裁の場合には補償請求可能な人員の五五・二%、簡裁の場合は四三・五%が補償を請求してゐる、こういうふうな数字になつております。

そういうことでございすから、なお補償請求の可能な方はいらぬわけでありましても、可能であるにもかかわらず請求をしない理由はどこにあるか、これを正確に調査するといふことはいた

しておりませんが、主たる理由は拘束の期間が短く終わったという方の中に補償の請求をなさらないという方が多いためではなからうか、このように考えます。

○柴田(睦)委員 現実の刑事補償の決定を受ける手続というのは、そんなにむずかしいことじゃないと思うのです。

いま、この点については詳しく調べられておらないということですが、単に期間が短いということであっても、手続的にそんなにむずかしいことではないし、それは請求することが権利であり当然であるわけですから、この点はやはり法務省なり裁判所なりが、こんなにたくさんの方が請求しないという実態を考えると、この運用状況の確にかななければいけないと思うわけです。

○柴田(睦)委員 裁判所の会計の問題ですけれども、私が五十二年に補償決定を受けたときに、決定が確定したのは五十二年の十二月になってからですけれども、裁判所の方ではいまだ金がないので来年まで待つてくれというのを言われたことがあったのです。これは裁判所まで破産するのかもしれないのですけれども……。

それから、刑事補償法の第二十四条で補償決定を公示するという事になっていて、その公示の点でも、これはどういう立法趣旨でありましょうか。

○柳瀬最高裁判所長官代理者 公示の制度は冤罪者の名誉を回復するための一つの方法として取り入れられたものと承知いたします。

○柴田(睦)委員 それでは実際上の公示の中身ですけれども、大体画一化されているのじゃないかと思うのですけれども、その文面、新聞に出る大きさ、それから本人がいつそういう公示があるか事前を知る機会があるかどうか、その点についてお伺いいたします。

○柳瀬最高裁判所長官代理者 公示決定の文面についてまずお答え申し上げたいと思います。

仰せのように、大体同じような方式の文面になっております。まず「刑事補償法による補償決定の公示」あるいは「刑事補償決定要旨」というような表題を付し、その次に内容に入るわけです。

何某に対する何々被告事件につき、昭和何年何月何日言いつ渡しの無罪判決が確定したので、昭和何年何月何日左のとおり抑留、拘禁による補償決定をした。次に請求人の名前、さらに括弧して住所、職業、年齢、そして補償の対象となった日数何日分、補償金額何円という内容で、その次に公示の日昭和何年何月何日、補償決定を公示する裁判所の何々裁判所、こういうような内容になっております。

○柴田(睦)委員 二十四条の立法趣旨は冤罪者の名誉を回復する手段であるということですから、その中身を見ても、無罪の判決に基づいて刑事補償の決定があったということ、しかも新聞では小さい記事で出されるということが果たして本人の名誉の回復ということにつながるかどうかという疑問を持つわけです。

私も弁護士として担当した事件で、一番最近では昭和五十二年に無罪の判決があつて刑事補償決定を受けたけれども、そのときも本人は新聞の公示は特にしなくてもいいというような態度でした。それは結局その公示の中に、文面自体を見ても国として無実の人間を拘禁したということについての謝罪の表明は何もありませんし、また、この記事自体が非常に小さくて第三者の目にとまらない。新聞自体を読む人も読む時間が非常に少ないわけですからなかなか目につかない。これでは余り意味がないということからやめることになったんですけれども、しかし、そういう事例もあります。

○柴田(睦)委員 この刑事補償法二十四条の規定自体が名誉回復というふうなものを含んでいない規定の仕方になっているので、こういう面の改善として本当に公告を出したいという人の心が満足できるようなものに近づけなければならぬという事を私は言いたいです。

○柳瀬最高裁判所長官代理者 中身の関係でございしますが、補償法二十四条に「決定の要旨を」ということでございしますので、先ほど申し上げたような文面によりまして決定の要旨は尽くしているのではないかとこのように考えます。

また、この公示制度利用の状況でございしますけれども、委員の方からお話もございましたが、必ずしも高いとは申せません。一般の場合には物質的な補償によつて満足なさるという方が多いのかとも思います。また名誉回復を特に必要とするような場合には新聞等が報道として大きく取り上げるといふことがしばしば行われておりまして、別に公示を求める必要がないというふうな場合もあるいはあるかとも思われます。

申し立てについては、刑事補償請求とともにあるいは補償決定後独立して行われるということでありまして、その手続は簡単でございまして、申し立て手続の複雑であることが公示を求め者の少ない原因であるとは考えられませんので、いろいろの状況を考えますと、現在の運用について仰せのような点は十分に考慮すべきであると思ひますけれども、なお推移を見てまいりたい、このように考えます。

○柴田(睦)委員 この刑事補償法二十四条の規定自体が名誉回復というふうなものを含んでいない規定の仕方になっているので、こういう面の改善として本当に公告を出したいという人の心が満足できるようなものに近づけなければならぬという事を私は言いたいです。

それから一方では、今度は勾留された人、在宅で起訴されて無罪になった人に対しては、無罪であるという事を第三者、天下に知らせる方法がないわけですが、これは法律上はしなくてもいいことになっているわけですが、そういうことで勾留された被告人との比較においてそれで済まされることであらうか、これも改善方法を検討しなければならぬと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○前田(安)政府委員 不起訴の場合に補償すべきではないかということに関連するようなお尋ねであらうかと思ひますけれども、要するに、在宅で調べる受けて公判でも在宅のまま無罪になった場合があるわけですが、それらを含めまして御本人の不利益ということとは予想にかたくないわけではございません。

でございしますから、そういうことについて御本人の希望等もあるかと思ひますけれども、どういう制度で御本人のお気持ちを満足させるような措置をとるべきかということになるかと思ひますが、これは刑事補償法そのものの問題ではなくて、むしろそのこと自体独立の問題ではないかというふうな思ひ方ではございまして、果たしてどのような方法にしようかと思ひます。

○柴田(睦)委員 裁判所の会計の問題ですけれども、私が五十二年に補償決定を受けたときに、決定が確定したのは五十二年の十二月になってからですけれども、裁判所の方ではいまだ金がないので来年まで待つてくれというのを言われたことがあったのです。これは裁判所まで破産するのかもしれないのですけれども……。

そこでちょっと聞いておきたいのですが、裁判所が補償金を払うあるいは公示するについての支払いをするというふうな補償の予算をいつまでも執行できないような体制になっているのかどうか、その予算の執行関係についてお伺いしたいと思います。

○柳瀬最高裁判所長官代理者 刑事補償金の支払いにつきましては、いづれこの裁判所で幾らの補償決定がなされるか事前を知ることができませんので、あらかじめ各裁判所に当該の予算を配賦するということとはしません。刑事補償の決定を受けた本人から支払い請求があつた段階で各裁判所から最高裁判所に予算増額の上申がなされ、これに対して最高裁判所において予算を配賦し、そしてその予算の配賦を受けた各裁判所から本人に対して支払いがなされる、このような手順になって

おります。

○柴田(陸)委員 額自体も低いし、それがまたおくれるということであれば一層問題だと思えますので、この点も、そういうこともあるわけですから極力改善していただきたいと思えます。

それから、補償制度が不十分であるということも私も絶えず言っているのですけれども、本来は補償しなければならぬような不当違法な拘禁をしてはならないということを強調したいと思うのです。

いま、私が経験した事例について言いました。が、このときなんか、これは相手方から告訴された事件ということで、民事的な性質も持っておりまして、相談を受けて、私も弁護士として、逮捕や勾留されるようなことはまずないだろう、こういう判断をしていたのですけれども、私の判断に反して逮捕されたわけです。そうしますと、新聞などではこれはわりあい大きく報道されたわけですが、逮捕されたときの新聞報道を見ますと、これは全部捜査官の予断のある容疑事実というものを中心にして出たわけですから、えらい悪いことをしたように書かれるわけです。審理をされた後無罪になっても、特に政治的、社会的な意味のある事件でない場合は無罪の報道も実際はされないことがあるわけです。逮捕、勾留、起訴を受けて、それから本人の精神的、経済的苦痛、また社会的損失は無罪になっても決して回復されないものがあるわけです。

犯罪捜査において本人を取り調べるには強制処分を伴わないでもできるものが多いわけで、基本的には特に逮捕、勾留の必要がある者について拘禁をする、その必要がない者については在宅のままで取り調べをする。言いかえれば、逮捕、勾留などは刑事捜査においてはその必要がある特別の場合例外的なものであって、捜査の原則というものは身柄を自由にしていれば在宅でやる、これがやはり刑事訴訟法の精神であらうと思うのでけれども、この点はどうにお考えですか。

○前田(安)政府委員 原則、例外という言い方が適当かどうかわかりませんが、柴田委員もおっしゃいましたように、身柄を拘束するということは、それだけの必要性があるといえますかやむを得ないといえますか、そういう場合であるわけでございます、そういう必要性がないのかかわらず拘束するということがあつてはならないことは当然でございます。

○柴田(陸)委員 実際上の運用を見ておりますと、たとえば逮捕状の発付を受けて被疑者を呼び出して、そして結局逮捕状を執行しない事例というのはいくつかあるわけです。

そうしますと、犯罪捜査上逮捕状を執行しなくてもいいものについても逮捕状を発行しているというところになりますし、逮捕状を執行するかしないかというの、これがまた捜査官の裁量にかかってくるわけで、捜査官に裁量を大幅に許しているという現状のもとにおいては、場合によっては捜査官の恣意によって不必要な逮捕が行われる可能性というものも出てまいるわけです。刑事訴訟法の百九十九条の第二項は、裁判官が明らかに逮捕の必要がないと認めるときは逮捕状を発行しないことがあることを規定しているわけですが、逮捕状の必要がないという理由で逮捕状の請求を却下する、こういうことはちょっとわれわれも経験上、それは犯罪にならないものに逮捕状を請求した場合に逮捕状を発行しないというところはあるのですけれども、犯罪の容疑は一応あるという場合に、まあ逮捕までする必要はないだろうというところで却下することは、実際上非常に少ないのじゃないかと思うのです。

逮捕状を発付したけれども捜査官が逮捕をしなかったというような場合、これは本来逮捕の必要が明らかでないのではないかと考えるのです。そういうことで捜査官の逮捕を不当に許すというようなことがあつてはなりませんし、たとえば被疑者の職業、住居などから出頭が客観的に期待できるというものに対して逮捕することは不当であるというように思うのですが、裁判所が逮捕状を出す

か出さぬか、この逮捕状が必要であるか必要でないか、そういう基準をどこに置いて検討されるのか、判断されるのかお伺いしたいと思えます。

○柳瀬最高裁判所長官代理者 ただいま刑事訴訟法の百九十九条を御引用になりましたが、通常逮捕状の場合「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある」と認めるときは、「逮捕状を発する。」「明らかに逮捕の必要がない」と認めるときは、この限りでない。」

この「明らかに逮捕の必要がない」と認めるときにこのことに関しまして、刑事訴訟規則百四十三条の三が「逮捕の理由があると認める場合においても、被疑者の年齢及び境遇並びに犯罪の軽重及び態様その他諸般の事情に照らし、被疑者が逃亡する虞がなく、かつ、罪証を隠滅する虞がない等明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、逮捕状の請求を却下しなければならない。」このように書いてございしますが、逮捕状発付に当たる裁判官としては、これらの法、規則の規定に準拠してその事務を行つていくというように考えます。

○柴田(陸)委員 かつて、逮捕状に裁判官の判だけ押して、あと書記官に任しておいたというような事例もあったのですけれども、現実の逮捕状の出し方に対して私幾つか疑問を持つものがありまして申し上げたわけです。

それから、勾留請求をした場合に勾留が否定されるケースがあります。勾留請求が却下されるのは、罪を犯したことを疑うに足りる資料がないか、逃亡のおそれもなく証拠隠滅のおそれもない、住居も定まつていてというような場合ですけれども、こういう勾留が否定されるようなものに對して勾留請求する。こういう勾留が否定されるようなケースについては、本来逮捕自体が必要ではないのじゃないかと思うのですが、法務省いかがですか。

○前田(安)政府委員 逮捕状が裁判所、裁判官の発する令状であることはもう改めて申し上げるまでもないと思えます。それだけに、それなりの証拠があり、また、いま最高裁の方からお答えにな

りましたようないろいろな事情を御判断になって逮捕状が出るわけでございますから、捜査官だけの一存で逮捕ができるというわけでないことは当然でございます。

その次の段階といたしまして、勾留請求という段階があるわけでございますが、その場合には時間の経過もございしますから、身柄を引き続いて留置しておく必要性が薄くなってくるという場合も当然あるわけでございますし、また、やはり検察官の見方と裁判所のお考えとは必ずしも一致しない場合もあるわけでございますので、検察官の立場としてはお引き続き身柄を留置する必要があるというところで勾留を請求いたしましたとしても、裁判所の御判断で、裁判官の御判断で勾留が認められないということとは制度としてむしろあり得ることではないかと思えます。

○柴田(陸)委員 現実の勾留の運用などあるいは逮捕の問題を見ても、やはり被告、被疑者の弁解を聞くというふうなことでなく、自己を得る手段にこれが大いに利用されているというふうな、そういう印象を強く持つわけです。

それから誤認逮捕という問題ですが、これは犯罪捜査規範によりますと「被疑者の逮捕その他の強制処分を行うに当たっては、事前にできる限り多くの確実な資料を収集しておかなければならない。」こうせつかくしているのですけれども、実はこの規範が守られないから誤認逮捕の問題が生じてきていると思うわけです。理論上逮捕が本当にやむを得なかつたということもなきにしもあらずでしょうけれども、誤認逮捕の事例を見ますと、共犯者や目撃者の供述をうのみにする、場合によってはその目撃者あるいは共犯者などに示唆したり誘導したりする、そして供述を得て逮捕する、そういうやり方。また、アリバイを確実に証明しないというアリバイがないということ自体も一つの逮捕の有力な資料とするような、これは悪い習慣だと思ふのですけれども、そういう捜査の悪習があるわけですから、この共犯者たちの供述に對してもやはり反対証拠や物的裏づけをちゃん

とやらなくちゃいけない。それを無視して逮捕に
進んでいくということになれば、やはり捜査官の
責任というのはいくらでもあり得るのです。

そして誤認逮捕されたというふうなことは、も
うここでも言うまでもなく、これは本人にとつても
その周辺の人間にとつても大変なことであるわけ
で、これを本に防がなくてはならないのです。け
れども、その前提として、捜査にあずかる側とし
て、誤認逮捕というのはいくらでも起こるのか、ど
うしたら誤認逮捕を防ぐことができるか、その点
についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○前田(憲)政府委員 証拠が不十分でありますの
に逮捕するというようなことがあつてはならない
ことは当然でございます。そのことによつて人権
を侵害するということがあることはならない
こともまた言うまでもないところでございます。
ただ反面、やはり捜査機関といつては、
起りまして犯罪を適確に検挙して処罰するとい
う義務も責任もあるわけでございます。そのこと
によつて善良な被害者を守つていくという面、ま
た社会の秩序を守つていくという面、これもある
わけでございますので、少しでも自信がないとい
うことでちゅうちょいたしておりますと、検挙す
べき者、処罰すべき者もまた免れてしまうという
一面も起るわけでございます。

その兼ね合いがむずかしいわけでございまし
て、刑事訴訟法の第一条を持ち出すまでもないか
と思ひますけれども、やはり両者の問題を十分考
えながら間違ひのないように、またやるべきもの
はやるという態度で臨むべきであると思ひますの
で、その辺はやはり捜査官の日ごろの訓練なりま
た物の考え方が偏るというふうなことのないよう
に、それも含めて常時注意しながら、またある面
では勇気を持って臨むという心構えなり教育の問
題ということにやはり帰するのではないかと思ひ
ます。

○柴田(陸)委員 次に勾留の問題ですけれども、
勾留の要件に証拠隠滅または逃亡のおそれという
言葉があるわけですが、これは一般的可能

性で足りると考えるのかあるいは具体的なもの
で足りるという要件を裏づけるものが必要である
のか、お考えをお伺いします。

○前田(憲)政府委員 お尋ねの趣旨を正確に受け
とめていないかもしれませんが、大変漠としたそ
ういふ可能性ではやはり適当でないわけござい
まして、その事案に応じたそれなりの理由とい
うものがあつて、それはそれなりに疎明されると申
します。か把握されていることが必要ことは当然
であると思ひます。

○柴田(陸)委員 結局、罪を犯しているからその
こと自体から逃亡のおそれがあるというように単
純に結びつけてはいけません。勾留する方から見
れば罪を犯したという前提でしようけれども、その
ことから逃げる、逃げるおそれがあるあるいは証
隠滅のおそれがある、こういうことを直接出し
ては、これでは勾留がせつなく要件を決めてい
ることに合致するということをお願いしたいわ
けです。

それから、起訴前の勾留期間を延長する場合に
刑事訴訟法の第二百八条第二項が「やむを得ない
事由がある」と認めるとき」としてゐるのですけ
れども、実際上の延長は、確かに検察庁も忙し
いでしょうけれども、取り調べ未了とか余罪を取
り調べなくちゃならぬとか、関係者が多数であ
るとかいうようなこと、それが延長の理由にな
るというのです。そういう場合があるのですけれ
ども、こういうことは延長の理由にすべきじゃ
ないと思ひます。

たとえば暴走族なんかの事件で多数の関係者が
出てまいりますと、検察官の方は、最初の十日間
の間に一回ぐらゐ簡単な調べをして、とてもこれ
は間に合わないというふうなことで延長請求す
る。本間に、多数の関係者を調べて客観的に見て
まだ調べる問題がたくさん残つてゐる、いままで
十日間の間非常に努力もしてゐるけれども、さら
に調べなくちゃならぬものが残つてゐる、そうし
ないと起訴、不起訴を決めるには至らない、だか
ら勾留を継続する必要があるのだ、延長する必要

があるのだ、こういうことでなくちゃいけないと
思ふのですけれども、先ほど言ひました取り取
べの未了とか余罪取り調べのためとか、こういうこ
とで単純に延長の請求をするというのとは違つて
いると思ふのですが、この点はいかがですか。

○前田(憲)政府委員 勾留延長はまさしくやむを
得ない場合に行つてございまして、そう単
純にすべきでないことはもとよりでございます。
しかしながら事案によりましては、中身が複雑
な場合もございまして、関係者が多数ありま
して精いっぱい努力いたしましても十日間で間に
合わないという場合も当然あり得るわけござい
ます。勾留延長請求の表示の仕方についても工夫
が要するのかもしれないが、裁判所におかれまして
も、そう請求と認めて延長を許可するとい
うわけでもないわけございまして、却下される
場合もございまして、延長期間を短縮される場合
もあるわけございまして、それなりの疎明を検
察官側でいたしませんと延長も認められないとい
うのが実態でございます。

なお、お言葉の中で余罪云々ということがござ
いまして、これも余罪だけのために延長するとい
うことは適当でないことは当然でございます。
しかし、その当該勾留事実を処理するためにその
余罪というものがはつきりすることが一つの大き
な要素であるという場合には、それもそういう観
点から延長の理由になることはあり得ると思ひま
すが、単に余罪があつてその調べができていない
というだけで延長するということは必ずしも適当
でないといひます。現にそういうことは行われ
ていないといふふうに思ひます。まず前提として
当該勾留事実についての延長理由があつて、さら
に付随的な事情として余罪もあるということも書
くことはよくあることでございますが、いきなり
余罪だけで延長請求をするといふことはないので
はないか、かように理解しております。

○柴田(陸)委員 勾留をされた被疑者、被告人の
身柄拘束に対する救済は、一つは準抗告の申し立
て、それから勾留取り消しの請求、三つ目に起訴
後の保釈請求、四つ目に勾留の執行停止、こうい
うのがあつてゐるのです。

刑事訴訟法の八十七条の勾留取り消しの規定は、勾
留の理由または必要がなくなったときは勾留を取
り消すといふことになつてゐるのですけれども、
この規定が適用された事例といふのは一体どの程
度あるのですか。

○柳瀬最高裁判所長官代理者 昭和四十九年から
昭和五十三年までの簡裁と地裁について見ます
と、刑事訴訟法八十七条の請求によつて勾留を取り消
された人員は、簡裁について八十七名、地裁につ
いて百五十二名、合計二百三十九名、これが請求
による勾留取り消しの人員でございます。なお職
権による取り消し人員が、簡裁につきまして九十
三名、地裁につきまして百三十九名、合計二百三
十二名という人員になつてゐます。

○柴田(陸)委員 それは結局は、刑事訴訟法の六十条
の勾留の理由、必要、それがなくなつたという場
合にそれだけの者が勾留を取り消したというこ
とになると思ふのですが、この規定といふのは
五年間での程度であるといふことから考へてみ
ると、やはり非常に少ない。実際は勾留をそんな
に継続しなかつてもいい者が勾留をされてゐるとい
うのが現状であらうと思ひます。

それから勾留の理由として、罪を犯したことを
疑うに足りる相当理由があつて、かつ住居が定
まつていない、それから証拠隠滅のおそれがある、
逃亡するおそれがあるといふことを挙げてゐるの
ですが、八十九条の権利保釈の制度を見てみます
と、一号から六号まで保釈を許可しない要件を掲
げてゐるわけですが。

保釈をするといふことは、保釈金を確保するこ
とによつて保釈後の被告人の出頭を保証する、逃
亡を防ぐわけですが、勾留の理由とされて
いない重罰刑の犯罪であることとあるいは常習犯
であることと前科があるといふこと、それから審
判に必要な者などに害を加えるおそれがあるとい
うこと、それから被告人の氏名がわからないとい
ふこと、こうした六十条の勾留の理由のところには書

かれないことが今度は保釈を許さない要件に加えられているというところは、六十条と八十九条の法律としての整合性が欠けているのではないかという疑問を持つのですけれども、この点はどのように考えておられますか。

○前田(公)政府委員 御指摘の刑事訴訟法の六十条と八十九条でございますが、その前提として、八十九条は保釈をしないというわけではなくて、いわゆる権利保釈を認めないという事由を挙げているものと思います。つまり、保釈の請求があった場合でこの各号に当たらない場合に許さなければならぬという言い方でございます。したがって、勾留が根拠としていいますかともあるわけでございますから、理由があつても原則として保釈の請求があれば認めなければならぬ。しかし、ここに挙がっているような事由があれば当然には保釈しなくてもよろしい、要するにあつた裁量になる、こういう関係であらうと思ひますので、必ずしも矛盾しないように理解しているわけでございます。

○柴田(陸)委員 結局、権利保釈の制度によって保釈を請求する場合に、六十条に書いてないことによつて保釈を許さないということが出てくるわけですが、たとえば住居も明らかである、それから罪証隠滅のおそれもないという場合においても、ほかの八十九条の各号の要件によつて保釈されないということがあるわけですが、保釈しないというところはやはり勾留を継続する必要があるというところから、現実の運用においてはいろいろな解釈をしてやっているとすけれども、この点は立法上検討すべき問題であるというように私は疑問を持っておりますので指摘しておきたいと思ひます。

それから、保釈の場合の保釈金額の問題ですけれども、最近の保釈金というのは非常に高いというのが法曹界で常識になっているわけですが、たとえば、この前弁護士の名前をかたつて、保釈になったから保釈金二百万円を用意しろと言つたら二百万円を用意したというのがあるのですけれども、

窃盗事件などでケースはいろいろあるわけですが、二百万円という保釈金は、私もこのところ弁護士のほとんどやっておりますが、昔の感覚からいうととても想像できないような金額であるわけですが、保釈金は、法律上には基準はないわけですが、年々というほど高くなつて、保釈許可になつても保釈金の準備ができない、保釈金が高いからとても保釈はうちはできない、あきらめざるを得ない、こういうケースが実際上あるわけですが。

先ほど言いました私が担当した事件のときも、これは無罪になるような事件ですけれども、一応容疑事実として書かれる金額が大きいというようないだらうというように言つておりました。それから、やはりこれも五百万円の保釈金をとられた。この人はわりあい金のある人ですから何日かして金が集められたのですけれども、犯人になるような、起訴されるような人はなかなかそんなに裕福な人は少ないわけですが。

保釈金額というのはその人に応じて出せる、そして生活破壊まで、サラ金から借りてこなくてはならぬというふうなことになるようなものでなくてはならぬと思ひますが、通俗的にたゞさんある交通事故だとかいろいろな比較的軽微な事件でも、最低五十万、七十万、百万というふうな保釈金があつたままになつていくやうです。どうしてこういうふうな保釈金がかかるのか私は非常に不思議に思ふのですけれども、確かに保釈金というの出頭を保証するに足るものでなくてはならない。だから貨幣価値が下がると、そしてまた収入などの関係で一定の上昇があるのは当然でしょうけれども、仮に物価が何年前の一・五倍になつていても、保釈金の方は三倍も四倍にもなる、それが現状であらうと思ひます。

そしてまた、裁判官がみんな大体保釈金を非常に高くしてきている現状なんです。昔弁護士をやつた人の感覚からいうと考へもつかない保釈金になつていく。保釈というのは裁判官がするわけ

すけれども、どの裁判官でも上がつていく、どうしてそういうふうになつていくのか、そこら辺を聞きたいと思ひます。

○柳瀬最高裁判所長官代理者 保釈保証金額が年々上がつておる、しかもかなり高額ではないかと、裁判官にしてみれば、御質問の中にもいろいろと仰せになりましたように、事案の状況に応じましてその被告人の出頭を保証するに足りる程度は金額、しかも保釈を許す以上は被告人が納めることのできる金額、こういうあたりをめぐりして各裁判官は保証金額を定めておると思ひます。

具体的には事案の性質、態様、本人の資産、生活状況、そういうものが基準になると思ひますが、具体的にその金額を定めるに当たつては、事前に弁護士とお会いをして状況を伺つて、うふうふな扱い方もかなりなされておると思ひますし、一たん保証金額が決まつたけれども納めることができないで結局保釈出所できなかったというケースは、それほど数多くあるというふうには私は承知しておりません。年々上がつておりますことは事実と思ひますけれども、これも御指摘のようにならざるを得ないものと思ひます。

各裁判官は、それぞれの事案に就いて、いま申し上げたようないろいろな状況を考慮しながら保証金額を定めておるわけですが、その結果がおのずから大体同じような線に移つていく、こういうふうなことで、結果として見ればおのずからやうな状況はあるいはあるかと思ひますけれども、要するに、各事案ごとに出頭を保証するに足りる、また納めることが可能な保証金額を各裁判官がいろいろな状況を勘案しながら決めているというふうな中に申し上げたいと思ひます。

○柴田(陸)委員 私も刑事事件で保釈というのは恐らく何百件かやつたでしょうけれども、私は昔です、金額はいまに比べればはるかに少なくて何分の一だつたわけですが、それでも逃げた人はだれもいない。出頭するに足りる保釈金がかん

と用意されて、それでよかつたわけですが。いまの場合、特殊な金がある、罪証隠滅のおそれがある場合には多額になるのはあたりまえでしょうけれども、そういうおそれが非常に薄いのに、十年前は十万円ぐらいだったものがいまでは七十万円になるというのはいくらにもひび過る、そういうふうな感じがします。裁判所自体、単に裁判だけではなくてそういう被告人の人権という面においてもこういう点は考へなければならぬ問題だということを考へますので、特に指摘しておきたいと思ひます。

時間をちよつと短くしてくれということでございます。時間、最後に、刑事補償というものを考へる場合に、本来はこういう補償制度が必要でないような状況になることが理想的であるわけですが、要するに、無実の者を拘束したりあるいは無実の者が有罪の言ひ渡しを受けたり、そういうことがないやうにするということがやはり司法の目的であるわけ、安易に逮捕したり勾留したりさらには起訴したりする、有罪の裁判を無罪にするためには控訴、上告までしなければならぬといふこと、そういうものをなくしていかなければならぬわけですが。

不当な拘束をしないやうに、捜査あるいは裁判に携わる者が世の中の経験則、常識といふものをしっかりと持つて憲法や刑訴法の精神に厳格でなければならぬと思ひます。裁判になつた場合に、たとえば代用監獄において被疑者の全人格を支配した上での違法あるいは不当な自由の強制を初めとする任意性も信用性もないやうな自由をつくり出す調べが数々指摘されるわけですが、それが裁判に出ると、今度はそういう事実を捜査官は口をそろえて否定しますし、裁判所も任意性がないといふことを裁判の上で認めることをなかなかちよつとやうにしていくという問題があるわけですが、やはり本心に任意性のないもの信用性のないものをつくり出した捜査の過ちについては判決の上でも明確に指摘していく、それが不当なやり方を許さ

ないことになっていくのだと考えるわけです。

これは司法における基本問題、中心問題であるわけですから、逮捕、勾留という問題それから起訴裁判に至るまで、それぞれ研さんを遂げて間違いないようにされることを望んでおきます。

○木村委員長 飯田忠雄君。

○飯田委員 本日の刑事補償法の一部を改正する法律案は、内容を拝見いたしましたして金額を上げるだけの法律でございますので、その点につきましては何ら反対すべき理由はないのでございします。ただ、死刑を執行された者に対する補償の問題が規定されております。この問題に関する限り、果たしてこうした刑事補償法を設けるだけで後はどのような措置も講じないで放置しておいていいのかという疑念を持たざるを得ないのであります。人間の命が二十万でいいという理由はないのでございしますので、この点から少しく御質問をいたしたいと思ひます。

まず最初に、過去において法定刑に死刑を定めた罪の刑が確定した後に無罪判決があった例はございしますか、あるいはないでしょうか、お尋ねいたします。

○柳瀬最高裁判所長官代理者 これまでに死刑判決が再審によつて無罪となり確定したという事件はございしません。ただ、再審開始決定がありまして現在上級審に係属中のものとして、いわゆる免田事件、いわゆる財田川事件、いわゆる松山事件、この三つの事件がございします。

○飯田委員 これは最高裁判所の事務局からいたされた統計でございますが、強姦致死傷で二件、殺人罪で二件、傷害致死、これは死刑でないから抜きましよう。強姦殺人、これが二件、こういうようなものが無罪になっております。これは刑が確定した後無罪になっておる、このようになっております。こうしたものは裁判官の判断の仕方では死刑になる可能性を多分に含むものであると思われまます。

それで、こういう事件について具体的には裁判

刑はどのようなものであったか、お尋ねをいたします。

○柳瀬最高裁判所長官代理者 御指摘のケースは、殺人既遂の事件としていわゆる吉田巖蔵王事件というのがまず第一にあると思ひます。これは原裁判におきましては無期懲役という刑でございします。また一つはいわゆる弘前大学教授夫人殺し事件といわれる事件でございまして、これは原裁判におきましては懲役十五年というものでございします。またもう一つはいわゆる加藤老事件と言われるものでございまして、これは原裁判における刑は無期懲役でございしました。

○飯田委員 ただいまの再審になりました無罪になりまして裁判刑を拝聴いたしますと、死刑になったものではなくて、死刑でないものについて再審が行われて無罪になっておるわけでございします。死刑判決を受けた者について、しかもそれが死刑を執行された後に無罪となった例はない、こういうことでございしましたが、死刑になってしまひますと本人がいないのですから、したがって再審に持ち込むだけの条件がでないのではないかと、このように思われるわけでありまます。

したがひまして、死刑執行後に無罪判決があった例がないということは、必ずしも無実の罪で死刑になった者がいないということではないのではなから、このように思ひますが、いかがでしやうか。

○柳瀬最高裁判所長官代理者 御質問のように、幸ひこれまで死刑執行による刑事補償というやうなケースはございしません。私どもとしては、いやしくも無辜の犯人が誤つた死刑判決によつてその生命を奪われるというやうなことがあつてはならないというところで十分心を配ながら裁判に当たりたい、このように考えます。

○飯田委員 この問題は議論をしても切りがありませんので次に移りますが、死刑になって後に無罪となった者に対する補償をこの刑事補償法では決めております。

この刑事補償法で決めておるのは、元来死刑執

行後の無罪の者なんですから、ということとはそういう者もあり得るという前提のもとにつくられたと思ひますが、そこでお尋ねしたいのは、死刑になった後無罪になった者に対する補償です。補償の持つ意味は何でございしましやうか。殺されてしまつた者に補償をするというその意味でございしますが、どうでございしますか。

○前田(宏)政府委員 十分お尋ねを理解してないかと思ひますが、死刑の執行を受けた本人といひますか、本人の死刑の執行を受けたことによる損害、これを補償しようということであらうと思ひます。

○飯田委員 そうしますと、死刑になった者に対する補償、分析してみますと生命の問題がございしますね。生命を返せ、これはとてもできそうにありませんが、そのほかに慰謝料の問題、損害賠償の問題があると思ひます。

そこで、こうした死刑を執行してしまつた者に対する補償をどのように補償しても償ひ切れないものが生命返還という問題であらうと思ひます。これを除きますと慰謝料とか損害賠償ですから、損害賠償の範囲さえ決めればよいことにならるやうであります。そこでお尋ねをいたします。死刑再審無罪事件についての補償額は損害額プラス二千万円の範囲内、こうなつております。この損害額というのは一体何を指すのでございしましやうか。

○前田(宏)政府委員 先ほども申し上げましたやうに、死刑が執行された本人というとおかしいのでしやうけれども御本人の損害額ということにございしますから、その本人が死亡したために本人の財産から支出されたりあるいは債務として残つたりというやうな損失額が考えられますし、また、いわゆる逸失利益と申しますか将来生きていければ得られたであろう利益の喪失額というものもここに含まれるものと思ひます。

○飯田委員 逸失利益というもののについての判定が私は大変むずかしいと思ひわけです。

といひますのは、死刑囚が獄につながらまして

裁判が確定をして死刑執行になっていくその間に、一体どういふ得べかりし利益というものを算定する基準があるであらうかということをお尋ねします。まことに不確かなものであるように思ひますが、この点については起案者としてどのようにお考えでございしましやうか。

○前田(宏)政府委員 刑事補償のことでございますから広い意味での損害賠償でございします。したがひまして、死刑執行という原因は非常に異例なこととございしますけれども、一般に加害行為があつて相手方が亡くなつたということによる損害といふものと本質的には同様であらうと思ひます。

○飯田委員 刑事補償法によりますと、その第二条に死刑執行後の無罪判決のあつた場合には補償の請求者は相続人だ、こう書いてあります。これは相続人の利益を保護するための規定として置かれておるのでしやうか。その点はどうでしやう。

○前田(宏)政府委員 現実的には相続人が現実的な利益を受けるという面はあらうかと思ひますけれども、理論的には先ほど来申しておりますやうに死亡者本人の損失に対する補償であり、それを相続人が相続という形で承継する、こういうことであらうと思ひます。

○飯田委員 相続人がない場合はどこへだれが請求するでしやうか。

○前田(宏)政府委員 これも、死刑執行という異例な原因から起つたこととございしますけれども、本質的には違法行為による損害賠償の一種でございします。相続人がない場合にはそれを請求する者はないというところは一般の場合と同様であらうと思ひます。

○飯田委員 そうしますと、死刑になった人に対する補償という意味はそこで消えてしまふことになりま

○前田(安)政府委員 同じようなお答えになつて恐縮でございますが、実質的には、それは先ほど申しましたように支給された補償金は相続人が取得されてそれをお使いになるということになるわけでございますが、基本的には死亡した本人の損失の補償ということにおいては変わりないと思ひます。

○飯田委員 私も死亡した本人の損失だろうとは思ひますけれども、生命を失つたというこの損失はもう計算することのできない大きな損失なんです、しかしこれは率直に申しますと、捜査から裁判が終わるまでの間の各公務員の過失の総合の結果ではないか。捜査による捜査官のやむを得ず犯した過失、それから検察官のやむを得ず犯した過失、裁判官がどんなに研究しあるいは証拠固めをやつても免れがたい過失、こういう過失が寄り集まつて無辜の者つまり無実の者が死刑になつてしまふ、こういうことであらうと思ひます。

そうしますと、この場合の補償というのは広い意味における過失に対する補償ではないかと私は思ひますが、この過失に対する補償、無過失に対する補償、それはどちらでもいいというものの、補償の法的性質が明らかになりませんと、これに対する処置がうまくでききませんので、私はこのことを申し上げるわけです。

それで、死刑というものについていろいろいままでに世論調査がなされました。ここに一つの例がございます。昭和五十年の五月の調査、総理府がおやりになったものですが、これによりますと、死刑の廃止について賛成する者と反対する者というところで、死刑の廃止に賛成する者は二一%、死刑の廃止に反対する者は五七%、過半数が反対であります。わからないという者は二〇%、こういうことになつてまいりますと、今日の段階では死刑廃止に現実において踏み切ることはむずかしいのではないかと思ひます。

そうしますと、制度として死刑が存在し、また裁判官初め多くの裁判に関与した人たちの過失が免れがたいものだということになつてまいります。

と、ここで私もはこうした無実の者が死刑になることがないような新しい制度をつくる必要があるのではないか、このように考えるわけでございます。この点につきましてどのようにお考えでございますか。

○前田(安)政府委員 先ほど来おっしゃつておりますように、間違つて死刑になりました場合にその方の生命は取り返せないことはまことにそのとおりでございます。そのようなことが起こらないように努力すべきことは当然のことでございますが、やはり裁判でございますので、担当する者あるいは関与する者がその誤りなきを期して最善の努力をするというしか言いようがないと申します。かき案もないように思ひます。

○飯田委員 いままで死刑の判決を受けた人が刑の執行を受けないでおる事例はございまいしょうか。

○前田(安)政府委員 死刑の判決が確定いたしましたまだ執行されてない人が何人かいることは事実でございます。

○飯田委員 死刑の判決が確定したのに死刑が執行されない人が何人かおるといふことは、そこに何か死刑を執行するのに忍びないものがあるからか、そのようなことになつたのではないかと思ひます。その点はいかがでしよう。

○前田(安)政府委員 別に意味はそういうことでございませんで、御案内のとおり、再審の申し立てでありますとか恩赦の申し立てでありますとか、そういうことがあるわけでございます。特に再審の申し立てがありました場合には死刑の確定から執行までの期間に算入しない、こういうような規定もあるわけでございます。

もちろん、再審の請求がありました場合に絶対執行できないというわけではないわけでございますが、やはりそういう申し立てがありました場合にはその申し立てを一応尊重し、重ねて裁判所の判断があるということでございますので、それ

を見てより慎重な態度で臨むということのあらわれでございます。死刑の判決そのものについて特に問題があるというわけではございません。

また死刑の執行の場合には、当然のことながら、先ほどの御議論にもございませうに慎重にも慎重を期してやらなければならぬわけでございます。私どもも立場におきましても、死刑判決がありまして、大臣の命令によつて執行されるわけでございますが、その間において確定した記録をあらゆる角度から検討し、それから再審の事由がないか恩赦にすべき事由はないかという点も含めて、あらゆる角度から検討した上で死刑執行というふうになるわけでございます。そのようなこととしまして、あらゆる角度から検討する間に再審事由があるあるいは恩赦相当であるという点になればそれなりの手続がとられるわけでございます。そういうことがない限り執行もやむを得ない、こういうことに相なるわけでございます。

○飯田委員 死刑が確定いたしましたして実際に死刑を執行するまでの間の期間というものが法定されておると思ひますが、その法定された期間内に皆さん再審をしたり恩赦の申請をしていられるのでしうか。その点はいかがでしよう。

○前田(安)政府委員 いろいろなケースがございまして、一に申せませんけれども、先ほどもちよつと触れましたように、原則的には六カ月という期間が決められておりますが、再審の申し立てがありました場合にはその期間を算入しないというふうな別な規定もあるわけでございます。何回も何回も再審の申し立てがあるケースもござい

ます。そうなりますと、いまの算入しないという規定の計算上、形式的には範囲内に入つてゐるという場合もあるわけでございます。そのようなこととございまして、一応確定から相当延びておるといふ場合もありますけれども、それはそれなりの理由があつてのこととございまして、何か委員のおつしやいましたような別な理由で執行を延ばす

というふうなことは本来ないはずでございます。

○飯田委員 死刑の判決のありました者に対して死刑の執行を猶予する制度をつくるというところに、私どもは前からこのような考え方を持つてゐるのですが、この死刑の執行猶予という点につきまして皆さん非常に誤解がございまして、たとえば何年か猶予してそれからやるということ、たまたま何かお考えですが、私どもは期間、期限は考えていない。とにかく死刑の判決をやつて少くも怪しい、これは死刑にすべき問題であるから死刑の判決をするのだが、ちょっと気になるというふうな場合には執行猶予をつけておけば無実の者を殺してしまふということにはならない。よく調査した末、これはもう間違いないというところであれば死刑の執行猶予を解けばいいわけですから、そのような考え方につきましてはどのようにお考えでしうか。

○前田(安)政府委員 死刑の執行を猶予するということを制度的に設けるといふ御提案といふことがお考えのようでございますが、そのことにつきましては刑法の全面改正作業の中でも議論されたところとございまして、飯田委員の御研究の結果も私も承知しておるわけでございますが、先ほど申しましたように、裁判がございまして死刑が確定した場合には、執行の任に当たる大臣の補佐をいたします私どももいたしましてあらゆる角度から慎重な検討をしておるわけでございます。それで一応というか十分ではないかというふうな考へておるわけでございます。いまの御提案、いろいろなお考え方があらうと思ひます。全面改正の中で、さつきおつしやいましたような一定期間を設けるといふような考え方もあつたわけでございます。また、いま仰せのように全く期間を定めないうえ、という考え方も考へ方としてはないわけではないと思ひますけれども、それはそれで、また逆に死刑の判決を受けました人の立場になりますと、大変不確定、不安定な状態にもなりかねないわけでございます。

要は、誤つた死刑判決がなされないこと、また

それが執行されないことというところにあるわけでごさいます。不定期的な執行猶予というようにことがいふ面から考えて果たして適當であるかどうか、なお検討の余地があるかと考えております。

○飯田委員 実はなぜこういうことを私お尋ねするかといふと、この刑事補償法というものの自体がすでに無実の者が死刑になった場合の補償を決めておるわけです。つまり、無実の者を死刑にしてしまふということがあり得るのだ。だから、その場合に、補償するのはどうするかといふことをわざわざ法律で決めておる。そうであるなら、当然死刑判決後に再審で無罪となる場合も将来は出るかもしれない、それを予想した補償法ですから、そうであるならば、私はこの問題をまともに取り上げて、そうした、死刑の判決後に死刑の執行をしてしまった、それから再審で無罪となったというたようなことが起こり得ない制度——現在はそのようなことが起こるような制度です。それを起こり得ないような制度をつくる必要があるではないか、このように私は申し上げておるわけでごさいます。とにかく死刑を執行してしまえば命がなくなるのですから、それが無実であったという場合にその補償はもはやなし得ないのだ、命の補償なんというものはあり得ない、だから慎重を期して死刑については死刑の執行猶予制度を設けるべきではないか、このように私は考えておるわけでごさいます。これは、このことによつて無実無辜の者を死刑にするのを避けるという一つの利益がございます。

それから、この制度は無期とは違います。死刑の執行猶予というものは無期とは違ふのです。無期の場合は無期に対する処刑上のいろいろな取り扱い上の利益がございます。しかし死刑の場合は執行猶予をしていただけですから、無期とは全然違つた性質のものでございまして、今日世論調査で死刑の存続を望む声がわが国の人たちの半数以上だということになれば、死刑の存続ということ念頭に置いた上で、無実の者が死刑になるとい

うことを避ける制度、それを考えるべきではないか、このように私は考えておるわけです。そこで、こうした提案をいたしましたわけでごさいます。時間が来ておりますのでこれ以上申しません。が、こうした私のいま申しましたような、死刑囚を死刑にしてしまつた後では命の返還はできないんだという観点から、そういう事態をつくらないために、刑事補償法だけでは不完全だから、なお死刑の執行猶予制度というものを立法する努力をなさる御意思はないでしょうか。この点について大臣の御感想を承りたいと思ひます。

○倉石国務大臣 死刑につきましても一定期間その執行を留保いたしました最後の改善の機会を与えようという制度が中国にあるといふことを聞いておるわけでごさいます。が中国とわが国とは法の制度も違ひますし、またわが国では現在でも死刑の言い渡しにつきましても慎重に行われておる。ことなどからいひまして、直ちにこの説のような制度を取り入れることはいかかかと存じております。

○飯田委員 実はこの刑事補償法というのが、大臣も御存じのように、死刑の判決をしてそして死刑に処してしまつたら実は無実であった、その場合に對して補償をする法律なんです。といふことは、この法律は、どんなに慎重に死刑の判決をなすまでも間違いを生ずるということ。前提に置いた法律ですから、そこで、そうした前提を置く法律自体が実はおかしいのではないかと。この今度の改正について私は反対しません。よ。今度の改正は金額を上げるだけですから、これは別に反対はいたしません。が、根本的に考え方がおかしい。ですからこの死刑の執行猶予制度を設けて、そして少しでも確信が持てないものは死刑に對して執行猶予を付する。これは何も中国のまねをするのじゃありません。私は中国のまねをしてこういうことを言うておるわけじゃないので、たまたま中国の文献を翻訳して発表したことはありますけれども、そういうことじゃありません。日本の制度としてそういう制度が正しいので

はないかと思つたわけですが、大臣、ひとつどうでしょう。

○倉石国務大臣 なお慎重に検討しなければなりません。が、ただいまのところは先ほどお答え申し上げましたとおりであります。

○飯田委員 では終わります。

○木村委員 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○木村委員 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございせんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○木村委員 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木村委員 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

昭和五十五年四月八日印刷

昭和五十五年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局